

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

インドネシア特許法 2016年法律第13号改正

インドネシア共和国大統領は
以下を考慮し：

- (a) 特許は、国家建設及び公共の福祉の発展を支えるにあたり、戦略的役割を有する技術分野における発明の成果に対して、国家から発明者に与えられる知的財産権である；
- (b) 技術は、幾つかの分野において急速に進歩し、これにより発明者及び特許権者保護の強化が必要とされている；
- (c) 特許の保護の強化は、発明者に発明の動機づけを与えることができ、これが量的にも質的にも国家の福祉の発展及び健全なビジネス環境を後押しする点で、発明者及び特許権者にとってきわめて重要である；
- (d) 特許に関する2001年法律第14号改正は、国内のみならず国外の法律の発展と既に整合しておらず、改正される必要がある；
- (e) 上記(a) (b) (c) (d)の考察に基づき、特許に関する法律の制定が求められる；

以下に鑑み：

インドネシア共和国憲法第5条(1)項、第20条、第28条C(1)項、第33条；

インドネシア共和国議会の同意の下、特許に関する法律を制定することを決定する。

第I章 総則

第1条

本法では次のように定義する。

- (1) 特許とは、技術分野における発明の成果に対して国が一定期間発明者に与える排他的権利であって、当該発明を自ら実施し又は他人に対してその承認を与えるためのものである。
- (2) 発明とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る。
- (3) 発明者とは、単独又は複数の者が共同で発明を創出する活動に注がれた思想を行った者である。
- (4) 出願とは、大臣に対して申請する特許又は簡易特許の出願である。
- (5) 出願人とは、特許の出願を申請する者である。
- (6) 特許権者とは、特許の所有者としての発明者、特許の所有者から当該特許権を受け継いだ者又は前述の者から更に当該特許権を受継いだ他者であって、特許一般登録簿に登録されている者である。
- (7) 代理人とは、インドネシア共和国国内に住所又は居所を有する知的財産コンサルタントである。
- (8) 特許審査官（以下審査官）とは、大臣により任命され特許出願に対する実体審査を行う任務及び権限を与えられた国家公務員専門職又は専門家である。
- (9) 出願日とは、最小要件を満たした出願が受理された日である。

(10) 優先権とは、工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において最初にされた出願の出願人が、当該出願が当該国際条約に基づいて定められる期間内になされる限り、最初の国での出願日が前記条約の加盟国である後の出願の国において優先日として認められるための権利である。

(11) 実施権とは、特許権者から、実施権者に対して排他的であれ非排他的であれ、特定の期間と要件において保護されている特許を使用するために与えられる、書面による契約に基づく許可である。

(12) 特許審判委員会とは、法律分野の行政事務を担当する省の下に置かれる独立した委員会である。

(13) 人とは、自然人又は法人である。

(14) ロイヤルティとは、特許権使用に対して与えられる報酬である。

(15) 報酬とは、雇用関係において生み出された特定の発明に対して、又は雇用契約が発明を義務付けているものでない場合であっても、職務上利用できるデータ及び／又は設備を利用した従業者又は作業者により生みだされた発明に対して特許を得る権利を有する者、又は公務関係において発明者により生み出された発明の特許権者、又は強制実施権者の特許権者又は政府により実施された特許の特許権者から与えられる補償である。

(16) 日とは、就業日である。

(17) 大臣とは、法律分野の行政事務を担当する大臣である。

第II章 特許の保護範囲

第1節 総則

第2条 特許の保護は以下を含む：

- (a) 特許；及び
- (b) 簡易特許

第3条

(1) 第2条(a)号における特許は、新規であって進歩性を有し、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。

(2) 第2条(b)号における簡易特許は、新規の各発明であって、既存の物又は方法の発展であり、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。

第4条 発明には以下のものを含まない：

- (a) 審美的創作；
- (b) 図式；
- (c) 以下の活動を行うための規則及び方法：
 - 1. 精神活動に関わるもの；
 - 2. 遊戯；及び
 - 3. ビジネス
- (d) コンピュータープログラムのみを内容とする規則及び方法；
- (e) 特定の情報についての発表、及び；
- (f) 以下の発見：
 - 1. 既存の及び／又は既知の製品の新規用法；及び／又は
 - 2. 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの

第2節 発明

第1部 特許を受けることができる発明

第5条

(1) 発明は、出願日において当該発明が前に公表された技術と同一でないとき、第3条(1)項における新規性を有するとみなされる。

(2) (1)項における前に公表された技術とは、以下に掲げる日より前に、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭又は展示、使用又はその他の方法で専門家が当該発明を実施できるように公表されている技術である。

(a) 出願日；又は

(b) 優先権を伴う出願の場合は優先日

(3) (1)項における前に公表された技術には、インドネシアにおいて申請された他の出願であって、当該審査中の出願の出願日又はそれ以後に公開されるが、審査中であってその出願日が出願日又は優先日より前の出願の書類を含む。

第6条

(1) 第5条(2)項に規定される場合を除き、特許出願の出願日の前6か月以内になされた次の発明は、前に公表されたとはみなされない。

(a) その発明が、インドネシア国内又は国外において、公の展示会又は公と認められた展示会において展示された場合

(b) その発明が、研究及び開発目的のための試験の範囲内で、その発明者によりインドネシア国内又は国外において実施された場合；及び/又は

(c) 発明者により以下の場で公表された場合

1. 実験及び/又は学位論文審査、論文、博士論文若しくはその他学術的研究の形態の学術会議；及び/又は

2. その他の学会における教育機関又は研究機関における調査結果発表の範囲のその他の学術フォーラム

(2) 出願日の前12か月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で他者が当該発明を公表した場合も、発明は前に公表されたものとはみなされない。

第7条

(1) 発明は、当該発明が技術分野における一定の専門技術を有する者にとって事前に予想できなかった場合に進歩性を有する。

(2) (1)項における事前に予想できなかった発明の特定は、出願時における専門技術又は優先権を伴ってなされた出願においては最初の出願時に既に存在した専門技術に留意して行われなければならない。

第8条

発明が出願において説明されたように産業上実施され得る場合、当該発明は産業上利用可能である。

第2部 特許を受けることができない発明

第9条

次の発明は特許を受けることができない：

(a) その公表、使用又は実施が、法規、宗教、公共の秩序又は道徳に反する方法又は物；

(b) 人及び/又は動物に対する検査、看護、治療及び/又は手術の方法；

- (c) 科学及び数学の分野における理論及び方法；
- (d) 微生物を除く生物；又は
- (e) 植物又は動物の生産に必須の生物学的方法。ただし、非生物学的方法又は微生物学的方法を除く。

第3節 特許の対象

第10条

- (1) 特許を受ける権利を有する者とは、発明者又はその発明者の権利を後に受継いだ者である。
- (2) 発明が複数の者により共同でなされた場合には、発明に対する権利は当該複数の発明者で共有される。

第11条

反証がない限り、発明者とみなされる者とは、出願において発明者として最初に宣言された一人又は複数の者である。

第12条

- (1) 雇用関係において、発明者により生み出された発明の特許を受ける権利を有する者は職務を与えた者である。但し、別途契約がある場合を除く。
- (2) (1)項の規定は、職務において提供されるデータ及び／又は設備を利用した従業者又は作業者により生みだされた発明に対しても適用される。
- (3) (1)項及び(2)項にいう発明者は、職務を与えた者と発明者との間の契約に基づき、当該発明から得ることができる経済的利益を勘案して報酬を受ける権利を有する。
- (4) (3)項の報酬は、次に基づき支払われる：
 - (a) 特定金額の一括払い；
 - (b) 歩合；
 - (c) 一括的報酬と贈与又は賞与との組合せ；
 - (d) 両者が合意するその他の形態
- (5) 報酬の計算方法及び額について合意が得られない場合、各当事者は商務裁判所に訴訟を起すことができる。
- (6) (1)項、(2)項及び(3)項の規定は、特許証に自らの名前を記載する発明者の権利を消滅させるものではない。

第13条

- (1) 公務関係において発明者により生み出された発明に対する特許権者は、当該政府機関と発明者である。但し、別途契約がある場合を除く。
- (2) 特許が商業化された後、(1)項の発明者は、創出した特許に対する報酬を非税込国家歳入から得る権利を有する。
- (3) 特許権者としての政府機関が当該特許を実施できない場合、発明者は特許権者の合意の下、第三者と共に特許を実施することができる。
- (4) (3)項の特許の実施において、政府機関の他に、発明者は当該特許の商業化によって経済的利益を得た第三者よりロイヤルティを得る。
- (5) (1)項及び(2)項の規定は、特許証に自らの名前を依然として記載される発明者の権利を消滅させるものではない。
- (6) (2)項の対価に関する更なる規定は、財政分野の行政事務を担当する大臣規則で定める。

第4節 先使用者

第14条

- (1) 同一の発明に対して出願がなされた時点で発明を実施している当事者は、当該同一発明に対して後に特許が付与されたとしても、引続き発明を実施する権利を有する。
- (2) (1)項における発明を実施している当事者は、先使用者として認められる。
- (3) (1)項の規定は、先使用者として発明を実施する者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面、実施例又は特許請求の範囲をもとにして当該発明に関する知識を使用した場合には適用されない。

第15条

- (1) 第14条にいう発明を実施する者は、前記同一の発明に対して特許を付与された後に先使用者として認められるにすぎず、その者は大臣に対して先使用者として申請を行う。
- (2) 先使用者としての認定は、所定の要件を満たし且つそれに対する手数料を納付した後に先使用者証明書の形態で大臣より与えられる。
- (3) 先使用者としての権利は当該同一の発明に対する特許の満了と同時に満了する。

第16条

- (1) 先使用者は、他の当事者に対して実施権の形であれ権利の形であれ、先使用者としての権利を移転することができない。但し相続の場合を除く。
- (2) 先使用者は、発明を実施するための権利を得るにすぎない。
- (3) 先使用者は、他者に対して発明を実施することを禁止する権利を有しない。

第17条

先使用者が第16条(1)項の規定に違反した場合、大臣は先使用者証明書を剥奪することができる。

第18条

先使用者に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第5節 特許権者の権利及び義務

第19条

- (1) 特許権者は、自己の所有する特許を実施し、その承諾なしに他者に対して次に掲げる行為を行うことを禁止する排他的権利を有する。
 - (a) 物の特許の場合：特許を付与された製品を製造、使用、販売、輸入、賃貸、配送又は販売、賃貸又は配送のために供給すること
 - (b) 方法の特許の場合：製品を製造するために特許を付与された製造方法を使用すること、又は(a)号にいうその他の行為を行うこと
- (2) (1)項(b)号にいう特許により保護される方法の使用に対する禁止は、特許により保護される方法の使用によってのみ製造される製品の輸入について適用される。
- (3) 当該特許の使用が教育、研究、試験又は分析を目的とする場合、特許権者が当然受ける利益を損なわず営利を目的としない限りにおいて、(1)項及び(2)項に規定の禁止から除外される。

第20条

- (1) 特許権者は、インドネシア共和国国内において特許を受けた物を製造し又は方法を使用する義務を負う。

(2) (1)項における物の製造又は方法の使用は、技術移転、投資の吸収及び／又は雇用の場の提供を支援しなければならない。

第21条

各特許権者又は特許実施権者は年金を納付しなければならない。

第6節 特許の存続期間

第22条

- (1) 特許は出願日から起算して20年間付与される。
- (2) (1)項に規定される期間は延長できない。
- (3) 特許期間の開始日と満了日は、電子媒体及び／又は非電子媒体により記録され公告される。

第23条

- (1) 簡易特許は出願日から起算して10年間付与される。
- (2) (1)項に規定される期間は延長できない。
- (3) 簡易特許期間の開始日と満了日は、電子媒体及び／又は非電子媒体により記録され公告される。

第III章 特許出願

第1節 出願の要件および手続

第24条

- (1) 特許は、出願に基づき付与される。
- (2) (1)項の出願は、出願人又は代理人により大臣に対して手数料の納付と共にインドネシア語による書面提出によってなされる。
- (3) 各特許出願は、単一の発明又は相互に関連する単一性を有する複数の発明に対して行われる。
- (4) (2)項の出願は、電子媒体及び／又は非電子媒体により申請することができる。

第25条

- (1) 第24条における特許出願は少なくとも以下を含む：
 - (a) 出願書の年月日；
 - (b) 発明者の氏名、完全な住所及び国籍；
 - (c) 出願人が法人でない場合には、出願人の氏名、完全な住所及び国籍；
 - (d) 出願人が法人の場合には、出願人の名称及び完全な住所；
 - (e) 出願が代理人を通して行われる場合、代理人の氏名及び完全な住所；
 - (f) 出願が優先権を伴って出願される場合、最初の出願の国名と出願日
- (2) (1)項における特許出願には以下の要件を添付しなければならない：
 - (a) 発明の名称；
 - (b) 発明の明細書；
 - (c) 特許請求の範囲；
 - (d) 発明の要約；
 - (e) 図面が出願と共に添付される場合、発明の説明に必要とされる明細書に記載される図面；
 - (f) 出願が代理人により行われる場合、委任状；
 - (g) 発明者による発明の所有を宣言した書類；
 - (h) 発明者でない出願人が出願する場合、発明の所有権を譲渡することを示す書類；
 - (i) 微生物に関する出願の場合、微生物の保管証明書

(3) (2)項(b)号にいう明細書には、明瞭且つ完全に当該発明がどのようにして当該分野の専門家により実施されることができると開示しなければならない。

(4) (2)項(c)号にいう特許請求の範囲では、明瞭且つ一貫して発明のポイントを明確にしなければならない。 (3)項にいう明細書に裏付けされなければならない。

第26条

(1) 発明が、遺伝子資源及び／又は伝統的知識に関する及び／又は由来する場合には、明細書において当該遺伝子資源及び／又は伝統的知識の起源が明瞭且つ真実に記載されなければならない。

(2) (1)項における遺伝子資源及び／又は伝統的知識に関する情報は、政府認定の公的機関により確定される。

(3) (1)項における遺伝子資源及び／又は伝統的知識の利益の配分及び／又は入手は、遺伝子資源及び伝統的知識の分野における法律の規定及び国際協定の定めに従って行われなければならない。

第27条

代理人によって出願される場合、第25条(1)項(e)号にいう代理人の住所が出願人の住所となる。

第28条

インドネシア共和国内に住所又は常居所を有していない出願人による出願は、インドネシアの代理人を通じて申請されなければならない。

第29条

出願の要件及び手続に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第2節 優先権を伴う出願

第30条

(1) 優先権を伴う出願は、優先日から起算して12か月以内に提出されなければならない。

(2) 第25条に規定の要件に加え、(1)項における優先権を伴う出願には、その国の権限ある公務員により認証された優先権証明書を添付しなければならない。

(3) (2)項にいう該当国の権限ある公務員により認証された優先権証明書は、優先日から起算して16か月以内に大臣に提出されなければならない。

(4) (1)項、(2)項及び(3)項の要件が出願人により満たされない場合には、出願は優先権を利用しない出願とみなされる。

第31条

第24条から第28条の規定は優先権を伴う出願にも準用される。

第32条

優先権を伴う出願に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第3節 特許協力条約に基づく出願

第33条

(1) 特許出願は特許協力条約に基づき行うことができる。

(2) 第24条から第28条の規定は、特許協力条約に基づく出願にも準用される。

(3) 特許協力条約に基づく出願に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第4節 方式審査

第34条

- (1) 最小要件を満たした出願は出願日を付与され大臣により記録される。
- (2) (1) 項における最小要件とは：
 - (a) 第25条(1) 項に規定する出願データ；
 - (b) 第25条(2) 項(a)号から(e)号にいう出願データ； 及び
 - (c) 出願手数料納付の証明
- (3) 第25条(2) 項(b)号にいう発明に関する明細書が外国語で記載されている場合、インドネシア語に翻訳された明細書を伴うことを義務付けられ、(1) 項の出願日から30日以内に提出されなければならない。
- (4) 発明に関する外国語の明細書にインドネシア語の翻訳が(3) 項の期間内に提出されない場合には、当該出願は取下げられたものとみなされる。

第35条

- (1) 第25条の規定の出願の要件及び書類が満たされない場合、大臣は出願人に対し書面をもって、通知発送の日から起算して3か月以内に当該出願の要件を充たし完全にするように通知する。
- (2) (1) 項における期間は最大2か月間延長できる。
- (3) (2) 項における延長期間は、手数料の支払いにより当該期間満了の日から1か月間延長できる。
- (4) (2) 項及び(3) 項における期間の延長を得るには、出願人は(1) 項及び(2) 項の規定に掲げる期間満了前に大臣に理由を記載した書面を提出しなければならない。
- (5) 緊急の場合には、出願人は大臣に対して書面による証拠を提出することによって(2) 項及び(3) 項の規定によらず期間の延長申請をすることができる。
- (6) 大臣は、(5) 項の規定における期間の延長を(3) 項の期間の満了から起算して6か月の間付与することができる。

第36条

第35条(1) 項、(2) 項、(3) 項及び／又は(6) 項に規定する期間内に要件及び書類が満たされない場合、大臣は、出願人に対して出願が取下げられたとみなされる旨を書面で通知する。

第37条

- (1) 同一の発明に対して、複数の異なる出願人が各々異なる日に出願した場合、先に出願日を与えられた出願が特許を付与されると判断される。
- (2) (1) 項における複数の出願が同一の出願日を有する場合、大臣は複数の出願人に対して特許を付与されると判断される出願を決定する協議について書面で通知して命ずる。
- (3) (2) 項における複数の出願人は、大臣の通知から起算して6か月の間に協議し、大臣に対して決定結果を届け出なければならない。
- (4) 複数の出願人の間で合意又は決定に至らない場合、協議をすることが不可能な場合、又は(3) 項における定められた期間内に協議の結果が提出されない場合には、大臣は当該複数の出願を(2) 項の出願日をもって拒絶する。
- (5) 大臣は当該複数の出願人に対して(4) 項の拒絶について書面で通知する。

第5節 特許出願の補正と分割

第1部 総則

第38条

- (1) 特許出願は、出願人の自発及び／又は大臣の提案により補正又は分割することができる。
- (2) (1)項における補正又は分割は、特許付与の決定が与えられる前に行うことができる。

第2部 特許出願の補正

第39条

- (1) 出願は、以下の場合補正することができる：
 - (a) 第25条(1)項(b)号、(e)号及び／又は(f)号に規定する出願データ；及び／又は
 - (b) 第25条(2)項(a)号から(e)号に規定する出願データ
- (2) 第25条(2)項(b)号及び(c)号における発明の明細書及び／又は特許請求の範囲の補正は、その補正が原出願で申請された発明の範囲を拡大しないという条件で行うことができる。
- (3) 最初の出願に請求の範囲を追加して10項以上となる補正の場合、当該超過した請求項に手数料が課される。
- (4) 出願において(3)項に規定する手数料が納付されない場合、超過分の特許請求の範囲は取下げられたとみなされる。

第40条

- (1) 第39条(1)項に規定する出願データに関する補正以外に、出願は特許から簡易特許に又はその逆に補正することができる。
- (2) (1)項に規定する補正出願であって第25条の要件を満たすものは、最初の出願がなされた日と同じ日に出願されたとみなされる。

第3部 特許出願の分割

第41条

- (1) 出願が第24条(3)項にいう発明の単一性を構成しない複数の発明からなる場合、出願人は、出願の分割をすることができる。
- (2) (1)項における出願の分割は、当該各出願で求められる保護の範囲が原出願で申請された保護の範囲を拡大するものではないことを条件として、1以上の出願として別々に出願できる。
- (3) (1)項及び(2)項に規定する分割出願であって、第25条の要件を既に満たすものは、原出願日と同じ日に申請されたものとみなされる。
- (4) 出願人が第38条(2)項に規定する期間内に分割出願を請求しない場合、出願の実体審査は発明の単一性を構成する発明に対してのみ行われる。

第42条

出願の補正及び分割に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第6節 特許出願の取下げ

第43条

- (1) 出願は、出願人によって大臣が当該出願を認容又は拒絶の決定を下す前に限り取下げることができる。
- (2) (1)項における出願の取下は、大臣に対し書面をもって申請しなければならない。
- (3) 出願の取下に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第7節 特許出願の不受理及び守秘義務

第44条

(1) 大臣は、知的財産権総局職員又は総局のため若しくは総局の名において勤務する者又はその代理人であって、如何なる理由であれ知的財産総局を退職した後1年の間になした出願については、これを受理することができない。

(2) 知的財産権総局職員又は総局のため若しくは総局の名において勤務した者であって、如何なる理由であれ知的財産総局を退職した後1年までの者に関する特許の取得は、正式なものとされない。ただし当該特許の所有が相続による場合を除く。

第45条

(1) 全ての出願書類は、出願日から出願公開の日まで、秘密を保持される。ただし、出願人でない発明者については例外とする。

(2) 何人も(1)項における全ての出願書類の秘密を保持する義務を有する。

(3) (1)項における発明者は、手数料の納付と共に出願書類の全ての謄本を要求することができる。

(4) (1)項における出願人でない発明者は、本人が出願の発明の発明者であることを十分に示す証拠を添えて宣言書を添付しなければならない。

第IV章 公開及び実体審査

第1節 出願公開

第46条

(1) 大臣は、第25条の規定を満たした出願を公開する。

(2) (1)項の公開は、以下の時点から起算して18か月経過した後、7日以内に行われる。

(a) 出願日； 又は

(b) 優先権を伴う出願の場合は優先日

(3) 法規に則った特定の場合、(2)項の公開は出願人の請求により、その理由及び手数料の納付と共に出願の出願日から早くとも6か月後に行うことができる。

第47条

(1) 公開は電子媒体及び／又は非電子媒体により行われる。

(2) 出願公開の開始日は大臣により記録される。

(3) (1)項の公開は、何人でも閲覧且つアクセスできるものでなければならない。

第48条

(1) 公開は出願公開の日から6か月間行われる。

(2) 公開は以下の事項を記載して行われる。

(a) 発明者の氏名と国籍；

(b) 出願人及び代理人を通して出願される場合は代理人の氏名と完全な住所；

(c) 発明の名称；

(d) 出願日又は優先権を伴う出願の場合は優先日、最初の出願の番号及び国名；

(e) 発明の要約；

(f) 発明の分類；

(g) 出願が図面を伴う場合は図面；

(h) 公開番号；及び

(i) 出願番号

第49条

- (1) 何人も大臣に対し書面により理由を付して、公開された出願に対して意見及び／又は異議の申立てをすることができる。
- (2) (1)項における意見及び／又は異議は、大臣により公開期間内に受理されなければならない。
- (3) (1)項における意見及び／又は異議があった場合、大臣は出願人に対して、当該意見及び／又は異議が受理された日から7日以内にこれを通知しなければならない。
- (4) 出願人は、(3)項における通知書の日から30日以内に、大臣に対して書面により(1)項の意見及び／又は異議に対する説明及び／又は答弁を提出することができる。
- (5) 大臣は、(1)項及び(4)項の意見及び／又は異議及び説明及び／又は答弁を、実体審査の段階における判断の補足資料として用いる。

第50条

- (1) 発明が国の防衛及び安全保障上の利益に関連する場合、大臣は、防衛及び安全保障を司る政府機関と協議の後、当該発明の出願を公開しない旨決定する。
- (2) 大臣は、出願人又は代理人に対して書面で(1)項における出願を公開しないという決定を通知する。
- (3) (1)項における政府機関との協議で公開しないという決定に至った出願書類は、第45条(1)項の規定の例外とされる。
- (4) (1)項における政府機関は、協議された発明及び出願書類の秘密保持の義務を負う。

第2節 実体審査

第51条

- (1) 実体審査の請求は、手数料を納付して大臣に対して書面で行われる。
- (2) (1)項における実体審査請求は、出願日から36か月以内に行われる。
- (3) (1)項における期間内に実体審査請求が行われなかった場合又はそのための手数料が支払われなかった場合、出願は取下げられたものとみなされる。
- (4) 大臣は(2)項における出願が取下げられたとみなされた旨を、出願人又は代理人に対して書面で通知する。
- (5) (1)項における実体審査請求が第48条(1)項における公開期間満了前になされた場合、実体審査は公開期間満了後に行われる。
- (6) (1)項における実体審査請求が第48条(1)項における公開期間満了後になされた場合、実体審査は当該実体審査請求の出願日より後に行われる。
- (7) 出願分割又は特許から簡易特許への補正又はその逆に対してなされる実体審査請求は、出願分割又は特許から簡易特許への補正又はその逆と共になされなければならない。
- (8) 実体審査請求が、(7)項における出願分割又は特許から簡易特許への補正又はその逆と共になされない場合、出願分割又は特許から簡易特許への補正又はその逆は、取下げられたものとみなされる。

第52条

- (1) 第50条における公開されない出願に対する実体審査は、大臣が当該出願を公開しないことを決定した日から6か月以内に行われる。
- (2) (1)項における実体審査は、手数料の負担を伴わない。

第53条

- (1) 実体審査は、審査官により行われる。

(2) 大臣は、実体審査のために専門家の支援を要請し及び／又は他の政府機関の必要な便宜を利用することができる。

(3) (2)項における専門家は大臣により任免される。

(4) (3)項における専門家によってなされた実体審査の結果は、審査官によりなされた結果と同じとみなされる。

(5) (4)項における実体審査の結果は大臣の承認を得なければならない。

(6) (3)項における専門家任免の手續及び要件は、更に大臣規則で定める。

第54条

実体審査は、第3条(1)項、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第25条(3)項及び(4)項、第26条、第39条(2)項、第40条及び第41条の規定に基づいて行われる。

第55条

(1) 実体審査が優先権を伴う特許出願に対してなされる場合、大臣は、出願人及び／又は優先権を付与した国又はその他の国における特許庁に対して、以下の書類の提出を要請することができる：

(a) 国外において最初になされた特許出願に対する実体審査結果に関する公的謄本；

(b) 国外において最初になされた特許出願に関して付与された特許書類の公的謄本；

(c) 当該出願が拒絶された場合には、国外において最初になされた特許出願に対する拒絶決定の公的謄本；

(d) 当該特許が取消された場合には、国外において出された特許取消決定の公的謄本；及び／又は

(e) その他必要とされる書類

(2) (1)項における書類の謄本の提出は、出願人により別途補足説明を添付することができる。

(3) (1)項における書類は、優先権を伴う出願の認容又は拒絶の決定をなす場合の大臣の判断材料とすることができる。

第56条

実体審査に関する更なる要件及び手續については、大臣規則で定める。

第V章 出願の認容又は拒絶

第1節 総則

第57条

大臣は、以下の日から起算して30か月以内に出願の認容又は拒絶の決定をする：

(a) 実体審査請求の公開期間が終了した場合、実体審査請求日；又は

(b) 実体審査請求が公開期間の終了前になされた場合、第48条(1)項における公開期間が終了した日

第2節 出願の認容

第58条

(1) 実体審査の結果に基づき、特許を申請された発明が第54条の規定を満たす場合、大臣は出願を認容する。

(2) 出願が認容された場合、大臣は出願人又は代理人に当該出願が特許を付与される旨書面をもって通知する。

(3) 特許付与の通知書の日から2か月以内に大臣は特許証を発行する。

(4) (3)項に規定の期間内においては、出願人は出願を取下げることができず又は明細書及び特許請求の範囲の補正をすることができない。

(5) 国の防衛及び安全保障に関する特許を除き、付与された特許は記録され公開される。

(6) 大臣は、手数料の納付と共に特許書類の抄本および謄本を必要とする者に提供することができる。

第59条

(1) 特許証は特許権の証明である。

(2) (1)項における特許権は特許請求の範囲に述べられた発明に基づき保護範囲が定められる。

(3) (1)項及び(2)項にいう特許権は、実体のない動産である。

第60条

特許の保護は、出願日に遡って効力を有する特許証の発行により証明される。

第61条

(1) 特許権者又はその代理人は、特許証及び／又は添付書類記載のデータに誤りがあった場合、大臣に対し書面により出願の訂正を申請することができる。

(2) 特許証記載のデータの誤りが出願人の誤りによる場合、(1)項の出願の訂正には手数料を伴う。

(3) 特許証記載のデータの誤りが出願人の誤りによらない場合、(1)項の出願の訂正には手数料を伴わない。

(4) (1)項のデータの訂正は、大臣によって記録及び公開された特許権者の名前及び／又は住所の訂正である。

(5) (1)項のデータの記録の訂正の要件及び手続に関する規定は、大臣規則で定める。

第2節 出願の拒絶

第62条

(1) 審査官が特許出願された発明が第54条の規定を満たさないと報告した場合、大臣は出願人又はその代理人に対して書面により当該規定の要件を満たすよう通知する。

(2) (1)項における通知は以下を含む：

(a) 充足されるべき要件；及び

(b) 実体審査において用いられる理由と引用文献

(3) 出願人は、通知書の日から3か月以内に意見書を提出し及び／又は通知書に記載される要件を満たさなければならない。

(4) (3)項の期間は、最大2か月延長できる。

(5) (4)項の延長期間は、当該期間の満了の際手数料の納付と共に、最大1か月延長できる。

(6) (4)項及び(5)項の期間の延長を得るためには、出願人は(3)項及び(4)項の期間満了前に大臣に対して書面により申請しなければならない。

(7) 緊急事態が生じた場合、出願人は(4)項及び(5)項の規定に関わらず大臣に対して書面により証拠資料を提出することにより延長の申請をすることができる。

(8) 大臣は、(7)項における期間の延長を(6)項の期間満了後最大6か月間与えることができる。

(9) (3)項、(4)項、(5)項及び／又は(8)項にいう期間内に、出願人が意見を表すも通知書に記載される規定の要件を満たさない場合、大臣は、書面で出願人に対し2か月以内に出願は拒絶される旨通知する。

(10) (3)項、(4)項、(5)項及び／又は(8)項にいう期間内に出願人が意見を表明しない場合、大臣は書面で出願人に対し2か月以内に出願は取下げられたとみなされる旨通知する。

第63条

- (1) 出願が分割される場合、大臣は以下の場合について拒絶する：
- (a) 分割出願が第38条(2)項の期間を超える場合；
 - (b) 特許請求の範囲が、第41条(2)項の分割出願の保護範囲を拡大する場合；
 - (c) 最初の出願と単一性を有する発明とはいえない場合
- (2) 出願が拒絶された場合、大臣は出願人及びその代理人に対して書面をもってその拒絶の基礎となった理由と判断を通知する。

第VI章 特許審判委員会と審判の請求

第1節 特許審判委員会

第64条

- (1) 特許審判委員会は、以下の受理、審査及び決定の任務を有する：
- (a) 出願の拒絶に対する審判請求；
 - (b) 特許の付与後における、明細書、特許請求の範囲及び／又は図面の訂正に対する審判請求；及び
 - (c) 特許の付与決定に対する審判請求
- (2) 特許審判委員は以下の者により構成される：
- (a) 委員を兼任する委員長1名；
 - (b) 委員を兼任する副委員長1名；及び
 - (c) 以下で構成される最大30名の構成員
 - 1. 特許分野の専門家15名；及び
 - 2. 審査官15名
- (3) (2)項に規定の特許審判委員会の構成員は、大臣により3年の任期をもって任免され、一回に限り任期を延長されることができる。
- (4) 委員長及び副委員長は特許審判委員会の委員の中から選出される。

第65条

- (1) 審判請求の審理にあたり、特許審判委員会は少なくとも3名、最大5名の奇数名からなる合議体を形成し、うち1名は委員長に割り当てられる。
- (2) (1)項の合議体は、特許審判委員会の構成員から成り、うち1名は最低でも中等審査官の職位にある審査官であって出願に対して実体審査を行わなかった審査官で構成される。
- (3) 合議体が3名以上からなる場合、(1)項の審査官は、審査官以外の委員よりも少数であることを要する。

第66条

特許審判委員会の構成員、職務、専門性及び権限については更に大臣規則で定める。

第2節 審判の請求

第1部 総則

第67条

- (1) 審判の請求は以下の内容に対して行うことができる：

- (a) 出願の拒絶；
 - (b) 出願に対し特許が付与された後において、明細書、特許請求の範囲及び／又は図面に対する訂正； 及び／又は
 - (c) 特許の付与の決定
- (2) 審判請求は、出願人又はその代理人により、手数料の納付と共に大臣に宛てた謄本と合わせて書面により審判委員会に対して提出される。

第2部 出願の拒絶に対する審判請求

第68条

- (1) 出願の拒絶に対する審判の請求は、出願拒絶の通知の送付の日から3か月以内に行われる。
- (2) 出願人又はその代理人が(1)項の期間経過後に審判請求した場合、出願人は再度審判を請求することができない。
- (3) 審判委員会は、審判請求が受理された日から1か月以内に出願拒絶に対する審判請求の審理を開始する。
- (4) (1)項の審判請求は、出願拒絶に対する不服の詳細な説明とその理由を付してなされなければならない。
- (5) (4)項における理由は、発明の範囲を拡大する新たな理由又は釈明ではない。
- (6) 審判委員会の決定は、(3)項の審判請求に対する審理の開始から9か月以内に下される。
- (7) 審判委員会が出願拒絶に対する審判請求認容の決定をした場合、大臣は特許証の発行に着手する。
- (8) (7)項にいう出願拒絶に対する審判請求が認容された場合、大臣はこれを記録し電子媒体及び／又は非電子媒体により公告する。

第3部 特許付与後の明細書、特許請求の範囲、及び又は図面の訂正に対する審判請求

第69条

- (1) 特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び／又は図面の訂正に対する審判の請求は、特許付与通知書の送付の日から3か月以内に行われる。
- (2) 出願人又はその代理人が(1)項の期間経過後に審判の請求をした場合、出願人は再度審判請求をすることができない。
- (3) 審判委員会は、審判請求が受理された日から1か月以内に特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び又は図面の訂正に対する審判の請求の審理を開始する。
- (4) (1)項における訂正は、以下の事項に限られる：
- (a) 特許請求の範囲の限縮；
 - (b) 明細書の翻訳における誤りの訂正；及び／又は
 - (c) 不明瞭又は曖昧な明細書の内容の明確化
- (5) (4)項の訂正は、最初の出願の発明の保護範囲より広い保護範囲を導くものではない。
- (6) 審判委員会の決定は、遅くとも(3)項の審判請求に対する調査の開始から6か月以内に下される。
- (7) 審判委員会が特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び又は図面の訂正に対する審判の請求認容の決定をした場合、大臣は特許証の添付書類の変更に着手する。
- (8) (7)項における特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び又は図面の訂正に対する審判の請求が認容された場合、大臣はこの事実を電子媒体及び／又は非電子媒体により記録し公告する。

第4部 特許の付与の決定に対する審判の請求

第70条

- (1) 特許付与の決定に対する審判の請求は、利害関係を有する者又はその代理人により、手数料の納付と共に大臣に宛てた謄本と合わせて書面により審判委員会に対して行われる。
- (2) 特許付与の決定に対する審判の請求は、特許付与通知書の日から9か月以内に行われる。
- (3) 特許権者に与えられた特許付与の決定に対する審判の請求が(2)項の期間経過後になされた場合、利害関係を有する者又はその代理人は、商務裁判所に訴えを起し法的措置を講ずることができる。
- (4) 審判委員会は、審判請求が受理された日から1か月以内に特許付与の決定に対する審判の請求の審理を開始する。
- (5) (1)項における特許付与の決定に対する審判の請求においては、不服及びその理由を強固な補強証拠と共に十分に説明しなければならない。
- (6) 審判委員会の決定は、(4)項の審判請求に対する調査の開始から起算して9か月以内に下される。
- (7) 審判委員会が特許付与の決定に対する審判請求の一部認容の決定をした場合、大臣は特許証の添付書類の変更着手する。
- (8) 審判委員会が特許付与の決定に対する審判の請求の全部認容の決定をした場合、大臣は特許証を撤回する。
- (9) (7)項又は(8)項における審判委員会の決定に対し、大臣はこれを記録し電子媒体及び／又は非電子媒体により公告する。

第71条

審判委員会は、以下の内容に対する認容又は拒絶の決定の日から14日以内に通知を送付する義務を負う：

- (a) 出願の拒絶に対する審判の請求；
- (b) 特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び又は図面の訂正に対する審判の請求；及び
- (c) 特許付与の決定に対する審判の請求

第3節 法的措置

第72条

- (1) 出願人又はその代理人は、特許審判委員会の審判請求拒絶の決定に対する訴えを、拒絶通知送付の日から3か月以内に商務裁判所に起すことができる。
- (2) (1)項における拒絶の通知は以下に対する審判請求の拒絶を含む：
 - (a) 出願の拒絶；
 - (b) 明細書、特許請求の範囲及び又は図面の訂正；及び
 - (c) 特許付与の決定
- (3) (1)項の商務裁判所の決定に対しては最高裁判所への上告のみが可能である。

第73条

特許審判の請求、審理及び終結及び特許の付与に対する審判請求の手續に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第VII章 流動担保の対象としての権利の移転、実施権及び特許

第1節 権利の移転

第74条

- (1) 特許上の権利は、次に掲げる事由によりその全部又は一部を移転する又は移転されることができる：

- (a) 相続；
- (b) 贈与；
- (c) 遺言；
- (d) 寄進；
- (e) 書面に記載された契約；又は
- (f) 法律により認められたその他の理由

(2) (1)項における特許権の移転は、特許に関する他の権利とともに特許書類原本を伴ってなされなければならない。

(3) (1)項における特許権の移転のすべての形態は、手数料の納付により記録され且つ公告されなければならない。

(4) (1)項、(2)項及び(3)項の規定に従ってなされない特許権の移転については、全ての権利及び義務は依然として特許権者に属する。

(5) 特許移転記録の要件及び手続に関する規定は更に大臣規則で定める。

第75条

特許の移転は、発明者の氏名及び本人を同定する事項を特許証に掲載される権利を消滅させるものではない。

第2節 実施権

第76条

(1) 特許権者は、実施許諾契約に基づき、第19条に規定する行為を実施するために排他的又は非排他的に、他者に実施権を与える権利を有する。

(2) (1)項における実施許諾契約は、第19条に規定する行為の全部又は一部を含むことができる。

(3) (2)項における実施許諾契約は、実施権の期間中有効であり、インドネシア共和国全域において有効である。

第77条

第76条の特許権者は、別途の合意のない限り自ら特許を実施する権利を有する。

第78条

実施許諾契約はインドネシアの国益を損なう規定、又は技術の移転、修得及び開発におけるインドネシア国民の能力を妨げるような制限を含むものであってはならない。

第79条

(1) 実施許諾契約は、手数料の納付により大臣において記録され公告されるものとする。

(2) 実施許諾契約が(1)項に規定のように記録されず公告されない場合、当該実施許諾契約は第三者に対して法的効力を有さない。

(3) 大臣は、第78条に述べた規定を含む実施許諾契約の記録の請求を拒絶する。

第80条

実施許諾契約の記録に関する更なる規定は大臣規則で定める。

第3節 強制実施権

第1部 総則

第81条

強制実施権は、非排他的性質を有する。

第82条

(1) 強制実施権は特許を実施するために、以下を根拠とする申請に基づき大臣決定に基づき与えられる：

- (a) 特許権者が、第20条(1)項におけるインドネシアにおいて商品の製造又は方法の使用をする義務を特許付与後36か月以内に果たさない；
- (b) 特許が、公衆の利益を損なう形態又は方法において特許権者又は実施権者により実施されている；又は
- (c) 既に過去に付与された特許の改良の結果、特許が未だ保護を受ける他者の特許を使用することなく実施することが不可能な場合

(2) (1)項の強制実施権の申請は、手数料の納付を伴う。

第2部 強制実施権の請求

第83条

(1) 第82条(1)項(a)号に記載の事項を根拠とする強制実施権の申請は、特許付与の日から36か月後に行うことができる。

(2) 第82条(1)項(b)号及び(c)号に記載の事項を根拠とする強制実施権の申請は、特許付与後何時でも行うことができる。

(3) 第82条(1)項(c)号の強制実施権の申請は、将来実施される特許が既存の特許より進歩した新規な要素を含む場合にのみ付与される。

第84条

(1) 第82条(1)号の強制実施権は、大臣により以下の場合にのみ付与される：

- (a) 申請人又はその代理人が、当該特許を自ら十分に実施する能力を有し且つ当該特許を速やかに実施するための施設を所有しているという証拠を提出する場合；
- (b) 申請人又はその代理人が、合理的な要件及び条件に基づき、特許権者から実施権を得るために少なくとも12か月間段階を経た努力を行ったが成果がなかった場合；及び
- (c) 大臣が、当該特許は妥当な経済的規模でインドネシアにおいて実施することができ、且つ公衆に対して利益を与えることができると判断した場合

(2) (1)項(a)号の証拠は、申請人又はその代理人の依頼に基づき能力を有する政府機関の情報を添付されなければならない。

第85条

強制実施権が第82条(1)項(c)号に記載の根拠に基づいて申請された場合

(a) 特許権者は、正当な要件に基づき他方当事者の特許を使用するための実施権を相互に付与する権利を有する； また

(b) 他の特許と共に移転される場合を除いて、実施権者による特許の使用は移転することができない。

第86条

(1) 強制実施権の申請に対する審理は、強制実施権が申請される特許の分野に応じて大臣により組織される特別な専門家チームにより行われる。

(2) (1)項の審理をおこなう場合、専門家チームは、意見を聞くために特許権者を召喚する。

(3) 特許権者は、通知の日より30日以内に意見を述べなければならない。

(4) 特許権者が(3)項の期間内に意見を述べない場合、特許権者は強制実施権の付与に同意したものとみなされる。

第3部 強制実施権申請の認容、延期、又は拒絶

第87条

- (1) 大臣は以下の者に対して強制実施権の申請の認容、延期又は拒絶の決定を通知する：
- (a) 申請人またはその代理人；及び
 - (b) 特許権者又はその代理人
- (2) (1)項の通知は、強制実施権の認容、延期又は拒絶の決定の日から7日以内に行われる。

第88条

- (1) 大臣が第87条の強制実施権申請を認容した場合、大臣は申請人又はその代理人に対して報酬額及びその支払い方法を含めて強制実施権を決定する。
- (2) (1)項の強制実施権付与に関する大臣の決定は、強制実施権の申請が提出された日から90日以内に行われる。
- (3) (2)項の期間は、大臣による延期の通知の日から最大12か月の延長の期間を含まない。
- (4) (1)項における強制実施権の付与に関する大臣の決定には以下が記載される：
- (a) 強制実施権は非排他的性質を有する；
 - (b) 強制実施権の付与の理由；
 - (c) 強制実施権の付与の根拠となる情報又は説明を含む証拠；
 - (d) 強制実施権の期間；
 - (e) 特許権者に対して強制実施権者が支払うべき報酬の額及びその支払方法；
 - (f) 強制実施権終了の条件及び強制実施権取消の根拠になり得る事項；
 - (g) 強制実施権の範囲が、強制実施権が申請される特許の全てか一部か；及び
 - (h) 当該関係当事者の利益を公正に保護するために必要とされるその他の事項
- (5) (1)項の強制実施権の付与の決定様式に関する更なる規定は、大臣規則で定める。

第89条

第88条(1)項の強制実施権付与の大臣決定に対しては、商務裁判所に訴えを提起することができる。

第90条

- (1) 大臣は、専門家チーム及び特許権者の勧告に基づき当該特許をインドネシアにおいて商業的に実施するために36か月以上必要とされる場合、強制実施権の付与を延期又は拒絶できる。
- (2) (1)項における特許権者の意見は、36か月という期間は当該特許をインドネシアにおいて商業的に実施するには十分ではないとの証拠と共に提出されなければならない。

第91条

- (1) 第90条(1)項の強制実施権付与の延期は、強制実施権付与延期の通知日から12か月以内に行われる。
- (2) 大臣は、強制実施権付与の認容又は拒絶の決定を延期期間の満了から14日以内に決定する。

第92条

- (1) 強制実施権者は、特許権者に報酬を支払う義務を負う。
- (2) (1)項の報酬の額及び支払い手続きに関する規定は、大臣規則で定める。

第93条

- (1) 大臣は、インドネシアで特許付与された医薬品を製造する強制実施権を、人に対する病気治療目的のために与えることができる。
- (2) 大臣は、インドネシアで特許付与されたが未だインドネシア国内で製造できない医薬品を輸入する強制実施権を、人に対する病気治療目的のために与えることができる。
- (3) 大臣は、発展途上国又は後発発展途上国の要請に基づき、インドネシアで特許付与され国内で製造される医薬品を輸出するための強制実施権を、人に対する病気治療目的のために与えることができる。

第4部 強制実施権の記録

第94条

- (1) 大臣は、強制実施権の付与を特許一般登録簿に記録し、電子媒体及び／又は非電子媒体により公告する。
- (2) (1)項における強制実施権の記録及び公告は、大臣による強制実施権の付与決定が確定した日から30日以内に行われる。

第95条

- (1) 大臣は、強制実施権の付与決定の謄本を以下の者に送付する：
 - (a) 強制実施権の申請人またはその代理人；及び
 - (b) 特許権者又はその代理人
- (2) (1)項における強制実施権の付与決定の謄本の送付は、第88条(1)項における強制実施権付与決定の日から30日以内に行われる。

第96条

- (1) 何人も、強制実施権付与決定の抄本の申請をすることができる。
- (2) (1)項の抄本の申請は、電子媒体又は非電子媒体の方法で書面により手数料の納付と共に知的財産権総局に対してなさなければならない。

第5部 強制実施権の実施

第97条

強制実施権は、強制実施権を申請された特許の保護期間を超えない期間の範囲で強制実施権者に対して付与される。

第98条

強制実施権者による強制実施権の実施は、強制実施権を申請された特許の実施とみなされる。

第99条

強制実施権の付与は、特許権者が法規に則った年金納付の義務の履行から免れさせるものではない。

第100条

強制実施権が半導体技術に関する場合、強制実施権者は以下の目的においてのみ強制実施権を実施できる：

- (a) 商業的性質を有しない公共の利益を目的とする場合；又は

(b) 当該特許の実施が独占又は不正競争となると宣言された場合に、裁判所の決定又は関係機関の決定に基づいた措置を実施する場合

第101条

強制実施権実施の段階において、強制実施権者は国内外において他者と協力することができる。

第6部 強制実施権の移転

第102条

- (1) 強制実施権は、相続による場合を除き移転することができない。
- (2) 強制実施権が相続により移転される場合、強制実施権の付与に関する大臣決定は依然として相続人に適用される。
- (3) (1)項における相続により移転した強制実施権は、電子媒体及び／又は非電子媒体により特許一般登録簿に記録且つ公告するために、大臣に報告されなければならない。
- (4) (1)項における相続により移転した強制実施権は、依然としてその付与要件及び特に第88条(4)項の強制実施権付与決定に規定される期間に関する規定に引き続き拘束される。
- (5) 相続人が大臣に対して(3)にいう強制実施権移転の報告を行わなかった場合、実施権付与に関する大臣決定は効力を有さない。

第7部 強制実施権の終了

第103条

- (1) 強制実施権は、大臣による強制実施権付与の決定で定められた期間の満了又は強制実施権付与の大臣決定を取り消す法的権限を有する商務裁判所の決定を理由に終了する。
- (2) 強制実施権は、強制実施権の期間の満了及び(1)項における商務裁判所による大臣決定の取り消しの他に、特許権者の申請に基づいた大臣決定による取り消しにより以下の場合にも終了する：
 - (a) 強制実施権を付与するための根拠となった理由が消滅した場合；
 - (b) 強制実施権者が、当該強制実施権を実施せず又は速やかにその実施をするための当然の準備をしていないことが判明した場合；又は
 - (c) 強制実施権を受けた者が条件やその他の規定を遵守していない場合
- (3) (2)項(b)号を根拠とする強制実施権付与決定の取り消しは、強制実施権付与決定の日から24か月後に、強制実施権者が強制実施権の元となる特許を実施しない場合に申請することができる。
- (4) (2)項(c)号にいう強制実施権者が遵守すべき条件やその他の規定とは、強制実施権付与決定に定められる以下の事項である：
 - (a) 報酬の支払い；又は
 - (b) 実施権の範囲の遵守

第104条

- (1) 大臣は、以下の者に対して第103条(2)項にいう強制実施権取消決定を通知する義務を負う：
 - (a) 特許権者又はその代理人；及び
 - (b) 強制実施権者またはその代理人
- (2) (1)項における強制実施権取消決定通知は、強制実施権取消の決定が確定した日から14日以内に行われる。

第105条

(1) 大臣は第103条(1)項及び(2)項の強制実施権の終了を電子媒体及び／又は非電子媒体により特許一般登録簿に記録し公告する

(2) (1)項の強制実施権の終了の記録は、強制実施権終了の日から14日以内に行われる。

第106条

強制実施権の終了は第105条(1)項の記録の日から特許を有する者の権利を回復させる。

第107条

強制実施権の付与の方法に関する規定は更に大臣規則で定める。

第4節 流動担保の対象としての特許

第108条

(1) 特許上の権利は、流動担保の対象とすることができる

(2) 流動担保の対象としての特許権に関する条件及び手続に関する規定は大臣規則で定める。

第VIII章 政府による特許の実施

第109条

(1) 政府は、以下の検討に基づいてインドネシアにおける特許を自ら実施することができる：

(a) 国の防衛及び安全保障の関連；又は

(b) 公共の利益にとっての緊急な必要性

(2) (1)項における政府による特許の実施は、国内需要を満たす目的且つ非商業的の性質を有する場合に限り実施される。

(3) (1)項における政府による特許の実施は、大統領規則で定める。

(4) (3)項における政府による特許の実施は、特定の期間において実施され、大臣及び関係分野の担当大臣又は管轄機関の長の意見を聴取した後、延長が可能である。

第110条

第109条(1)項(a)号における政府による特許の実施は以下の技術を含む：

(a) 銃；

(b) 弾薬；

(c) 爆薬；

(d) 傍受；

(e) 盗聴；

(f) 偵察；

(g) 暗号化及び暗号分析装置；及び／又は

(h) その他国家の防衛及び安全保障の方法及び／又は装置

第111条

第109条(1)項(b)号における政府による特許の実施は以下を含む：

(a) 医薬品及び／又はバイオテクノロジー製品であって、高額であり且つ／又は突然の多量死の原因となる疾病や深刻顕著な障害を引き起こし、また国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の克服に必要とされるもの；

(b) 農業に関連する化学製品及び／又はバイオテクノロジー製品であって、食料備蓄のために必要とされるもの；

- (c) 動物用医薬品であつて、害虫駆除及び／又は広範な感染力を有する動物の病気の克服に必要とされるもの；及び／又は
- (d) 自然災害及び／又は生活環境の災害の克服に必要とされる方法及び／又は製品

第112 条

- (1) 第109条(1)項(a)号及び第110条の規定における国の防衛及び安全保障に関連する政府による特許の実施の場合、特許権者は第19条にいう排他的権利を行使できない。
- (2) 第109条(1)項(b)号及び第111条の規定における公共の利益にとっての緊急性を要する政府による特許の実施は、特許権者の第19条にいう排他的権利を減ずるものではない。

第113条

- (1) 国の防衛及び安全保障上の利益を妨げる又はそれに反する特許は、政府によつてのみ実施されることができる。
- (2) 政府が(1)項における特許を自ら実施することを意図せず又は未だ意図していない場合、特許の実施は、特許権者のみが政府の承諾を伴つて行うことができる。
- (3) (1)項における政府自らにより実施される特許の特許権者は、年金の納付義務を免除される。
- (4) (2)項における特許権者は、当該特許が実施されるまで年金の納付義務を免除される。

第114条

- (1) 第109条(1)項における政府が国の防衛及び安全保障又は公共の利益にとっての緊急な必要性のために重要な特許を実施する場合、及び第113条(1)項における国の防衛及び安全保障上の利益を妨げる又はそれに反する特許を実施する場合、政府は特許権者に対して書面でそのことを通知する。
- (2) 第109条(3)項における政府による特許の実施の承認についての大統領規則の謄本は、大臣より特許権者に対して送付される。
- (3) 政府による特許の実施は電子媒体及び／又は非電子媒体により特許一般登録簿に記載され公告される。
- (4) 第109条(1)項における特定の特許を政府が自ら実施するという政府の決定は、最終的なものであり拘束力を有する。

第115条

- (1) 第109条(1)項及び第113条(1)項における政府による特許の実施は、特許権者に対して妥当な報酬の支払いと共になされる。
- (2) 第109条(1)項における政府による特許の実施に対する補償として、政府は特許権者に妥当な報酬を支払う。

第116 条

- (1) 政府が第109条(1)項の特許を自ら実施できない場合、政府は実施に際し第三者を指名することができる。
- (2) (1)項の第三者は、以下の要件を満たすことを要する：
 - (a) 特許を実施する能力を有する設備を所有する；
 - (b) 他者に当該特許の実施を移転しない；及び
 - (c) 流通手段及び法律の規定に則つた優良な生産、管理手段を所有する
- (3) 第115条における政府の名による報酬の支払いは、(1)項における指名された第三者によつてなされる。

第117条

- (1) 特許権者が、第115条における政府の定めた報酬額に同意しない場合、商務裁判所に対して不服申立をすることができる。
- (2) (1)項における不服申立は、第109条(3)項における大統領規則の謄本の送付日から90日以内に起されなければならない。
- (3) 特許権者が(1)項における不服申立をしない場合、特許権者は定められた報酬額を受け入れたとみなされる。
- (4) (1)項における不服申立の審理手続きは、政府による特許の実施を停止するものではない。

第118条

- (1) 第109条(1)項(a)号を考慮し、特許権者は政府により実施される特許に対する年金の納付義務を免れる。
- (2) 第109条(1)項(b)号を考慮し、特許権者は政府により実施される特許に対する年金の納付義務を負う。

第119条

第109条(1)項の政府により実施される特許に対する年金は、国家歳入歳出予算に計上される。

第120条

政府による特許実施の手續に関する更なる規定は大統領規則で定める。

第IX章 簡易特許

第121条

第3条(1)項、第7条及び本章で定められた事項を除き、本法において定められた特許に関する他の規定はすべて簡易特許に対して準用される。

第122条

- (1) 簡易特許は、一つの発明に対してのみ付与される。
- (2) 簡易特許の実体審査請求は、簡易特許の出願と同時に又は出願日から6か月以内に手数料の支払を伴って行うことができる。
- (3) (2)項における期間内に簡易特許の実体審査請求が行われない場合又はそのための手数料が支払われない場合、簡易特許の出願は取下げられたとみなされる。

第123条

- (1) 簡易特許の出願の公開は簡易特許出願の出願日より3か月経過後7日以内に行われる。
- (2) (1)項の公開は、簡易特許出願公開の日から2か月間行われる。
- (3) 簡易特許の出願の実体審査は、(2)項の公開期間満了後に行われる。

第124条

- (1) 大臣は、簡易特許出願の出願日から12か月以内に簡易特許の出願に対して認容又は拒絶の決定をする義務を負う。
- (2) 大臣の付与した簡易特許は、電子媒体及び／又は非電子媒体により記録し公告される。
- (3) 大臣は権利の証明として簡易特許権者に対して簡易特許証を与える。

第X章 特許情報の文書化とサービス

第125条

- (1) 大臣は、特許情報の文書化とサービスを提供する。
- (2) (1)項における特許情報の文書化とサービスの提供において、大臣は国家規模の文書システムと特許情報ネットワークを構築する。

第XI章 手数料

第126条

- (1) 第1回目の年金は、特許証の日から起算して6か月以内に納付しなければならない。
- (2) (1)項における特許及び簡易特許の年金は、出願日から起算した初年度の年金から特許付与の年までとその翌年分の年金を合わせて納付しなければならない。
- (3) 以降の年金は、次の保護期間の出願相当日の1か月前までに次年度分を納付しなければならない。
- (4) (2)項における年金の納付の例外は大臣規則で定める。

第127条

- (1) 年金の納付は、特許権者又はその代理人によって行うことができる。
- (2) 特許権者がインドネシア共和国に住所又は常居所を有しない場合、年金の納付はインドネシアにおける代理人を通して行われなければならない。
- (3) 代理人は年金の額を特許権者に通知し(2)項における年金を特許権者の名において納付する。

第128条

- (1) 第126条に定める年金の納付を規定の期間内にしなかった場合、特許は取消を宣言される。
- (2) 年金納付の延期は、特許権者によって期間延長申請書の提出と共に大臣に対してなされる。
- (3) (2)項における期間延長申請書は、年金の支払い期限終了の7日前迄に提出されなければならない。
- (4) (2)項における期間延長申請書を提出した特許権者は、年金の納付期限の到来から12か月以内に年金を納付する。
- (5) (3)項の年金の納付は、年金の総額の100%の追徴金が課せられる。
- (6) (4)項における期間に年金が特許権者により未だ納付されない間：
 - (a) 特許権者は、第三者に対して特許に関して第19条の行為を禁じること及び実施権の付与及び権利の譲渡をすることができない；
 - (b) 第三者は第19条の行為を実施することができない；また
 - (c) 特許権者は民事訴訟の提起又は刑事訴追ができない。

第129条

- (1) 本法に基づく全ての年金は、非税国家歳入となる。
- (2) 大臣は、現行法規に基づいて財務大臣の承認により(1)項における手数料による収入を使用することができる。
- (3) (1)項における手数料に関する更なる規定は政令で定める。

第XII章 特許の取消

第130条

特許は以下の理由により全部又は一部が取消される：

- (a) 特許権者による取消請求が大臣により認容された場合；

- (b) 裁判所が既に有効とされる特許を取消すと決定した場合；
- (c) 特許審判委員会決定により特許の取消が表明された場合；又は
- (d) 特許権者が年金の納付義務を履行しない場合

第131条

- (1) 第130条(a)号を根拠とする特許の取消は、大臣に対し書面で提出された特許権者の請求に基づきその全部又は一部の特許請求の範囲についてなされる。
- (2) (1)項における一部の特許請求の範囲の取消請求において、一部の特許請求の範囲は当該特許請求の範囲を拡大しないように調整される。
- (3) (1)項における特許の取消は、実施権者の書面による承諾が特許取消請求に添付されない場合には行うことができない。
- (4) (1)項における特許の取消の決定は、大臣により以下の者に書面で通知される。
 - (a) 特許権者又は代理人
 - (b) 実施権者又は代理人
- (5) (1)項を根拠とする特許の取消の決定は、電子媒体及び／又は非電子媒体により記録され且つ公告される。
- (6) (1)項を根拠とする特許の取消は、特許取消に関する大臣決定がなされた日から効力を生ずる。

第132条

- (1) 第130条(b)号の裁判所決定に基づく特許の取消は、以下の場合になされる：
 - (a) 特許が第3条、第4条及び第9条の規定により付与されるべきでない場合；
 - (b) 特許が遺伝子資源及び／又は伝統的知識を起源とするものであって、第26条の規定を満たさない場合；
 - (c) 当該特許が同一の発明に対して既に他者に与えられた別の特許と同一である場合；
 - (d) 強制実施権の付与が、当該強制実施権付与の日又は複数の強制実施権が付与された場合には最初の強制実施権付与の日から2年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法による特許の実施の継続を阻止することができない場合；又は
 - (e) 特許権者が第20条の規定に違反する場合
- (2) (1)項(a)号及び(b)号の理由による取消訴訟は、第三者により特許権者に対し商務裁判所を通して提起することができる。
- (3) (1)項(c)号の理由による取消訴訟は、特許権者又は実施権者により、当該特許と同じ特許が取り消されるように商務裁判所に提起することができる。
- (4) (1)項(d)号及び(e)号の理由による取消訴訟は、検察官又は国益を代表する者が特許権者又は実施権者に対し商務裁判所に提起することができる。

第133条

第132条にいう特許の取消訴訟が一若しくは複数の特許請求の範囲又は特許請求の範囲の一部に限られる場合には、その取消を請求された一若しくは複数の特許請求の範囲又は特許請求の範囲の一部に対してのみ取消がなされる。

第134条

- (1) 特許権者が第126条又は第128条(1)項の期限内に年金の納付義務を履行しない場合、特許は第130条(d)号にいう根拠に基づいて取り消されることができる。

- (2) 大臣は、(1)項の理由を根拠として特許の取消が宣言される前30日以内に特許権者に通知する。
- (3) (2)項の通知書が特許権者に受取られない場合、(1)項の規定の効力を減ずるものではない。

第135条

(1) 第130条における特許が取消を宣言された場合、大臣は書面で、電子媒体及び／又は非電子媒体により取消を以下の者に対して通知する：

- (a) 特許権者又はその代理人；及び
- (b) 実施権者又はその代理人

(2) (1)項により取消が実施された特許は、記録されかつ公告される。

第136条

取消が実施された特許の特許権者又は実施権者は、年金納付の義務を負わない。

第137条

特許の取消は、特許及び当該特許から生じる他の事項に関する全ての法的効果を消滅させる。

第138条

(1) 商務裁判所の判決による別段の定めのない限り、特許の全部又は一部の取消は取消の判決が法的拘束力を生じる日から有効となる。

(2) 特許請求の範囲の一部に対する取消請求の場合又は商務裁判所が特許請求の範囲の一部取消決定をする場合、特許請求の範囲は当該特許請求の範囲の範囲を超えないよう調整される。

第139条

(1) 第132条(1)項(c)号の理由により取り消された特許の実施権者は、実施許諾契約において定められた期間の満了まで引き続き自身が所有している実施権を行使する権利を有する。

(2) (1)項における特許の実施権者は、当該特許が取り消された特許権者に対して、本来支払う義務があるロイヤルティの支払を行わない。

(3) 特許権者が先に実施権者からロイヤルティを一括して既に受領している場合、特許権者は正当な特許権者に対して実施権利用の残存期間に応じたロイヤルティの額を返還する義務がある。

第140条

(1) 第132条(1)項(c)号の理由により取消が宣言された特許の実施権者であって、特許の取消訴訟が提起される前に善意で取得したものは、他の特許に関して引き続き効力を有する。

(2) (1)項における実施権者は依然として有効であり実施権者は、取消されていない特許権者に対して従前どおりロイヤルティを継続して支払う義務があり、その額は特許が取り消された特許権者とそれ以前に合意していた額と同額とする。

第141条

既に取り消された特許は再生させることができない。但し商務裁判所の決定に基づく場合を除く。

第XIII章 紛争解決

第1節 総則

第142条

第10条、第11条、第12条及び第13条にいう特許を得る権利を有する者は、ある特許が特許を得る権利を有する者以外の者に付与された場合、商務裁判所に対して提訴することができる。

第143条

- (1) 特許権者又は実施権者は、故意且つ権限なく第19条(1)項に規定する行為を行う何人に対しても、損害賠償の訴訟を商務裁判所に提起する権利を有する。
- (2) (1)項の行為に対する損害賠償の訴訟は、その製品又は方法が特許を付与された発明を利用することによってできたことが証明されたときにのみ認容される。

第2節 訴訟手続き

第144条

- (1) 訴訟は、被告の住所又は居所を管轄する商務裁判所に登録される。
- (2) 当事者の何れか一方がインドネシア以外に住所を有する場合、訴訟はジャカルタ中央商務裁判所に登録される。
- (3) 商務裁判所裁判所長は、訴訟登録の日から起算して14日以内に審理の日程を決定する。
- (4) 訴訟の審理は、訴訟登録の日から60日以内に開始する。
- (5) 廷吏は、最初の審理の14日前までに両当事者を召喚する。

第145条

- (1) 特許を付された方法に対する訴訟の審理において、以下の場合の立証責任は被告側が負う：
 - (a) 当該特許を付された方法により製造された製品が新規なものである場合；又は
 - (b) その製品が特許を付された方法を利用して製造された疑いがあり、それを立証するための十分な努力が既になされたにも拘らず、特許権者が製品を製造するための方法を特定することができない場合
- (2) (1)項に規定する訴訟の審理を行う場合、裁判所は次に掲げる権限を有する：
 - (a) 特許権者に対し、対象となる方法特許の特許証謄本及び訴訟の根拠となった証拠を予め提出することを命じる；及び
 - (b) 被告当事者に対して、製造された製品が特許の付与された方法を利用していないことを立証することを命じる。
- (3) (1)項及び(2)項に規定する訴訟の審理において、裁判官は、公判で説明された方法を保護すべく被告の利益を考慮しなければならない。
- (4) (1)項及び(2)項に規定する訴訟の審理において、裁判官は両当事者の求めに応じて公判廷を非公開とすることができる。

第146条

- (1) 訴訟に対する判決は、訴訟登録の日から180日以内に下されなければならない。
- (2) (1)項の判決は、公開審理の場で言い渡されなければならない。
- (3) 商務裁判所は、欠席した当事者に対して、判決が公開の法廷において言渡されてから14日以内に判決書謄本を送達しなければならない。
- (4) 商務裁判所は、既に確定した特許の取消に関する当該訴訟の判決書謄本を、知的財産総局に対して判決言渡から14日以内に送達しなければならない。
- (5) 大臣は、既に確定した判決を商務裁判所の判決書謄本受領後に記録し公告する。
- (6) (1)項の判決書謄本が商務裁判所の裁判所長によって送達されない場合、大臣は商務裁判所の判決を記録し公告する義務を負わない。

第147条

本法第XIII章の訴訟手続きに関する規定は、第132条及び第133条に準用する。

第148条

第146条(1)項に対する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ上告できる。

第3節 上告

第149条

(1) 第148条の規定における上告は、上告の対象となる判決が受理された日から14日以内に当該判決を下した商務裁判所になされる。

(2) 商務裁判所は、上告の受理日と同じ日付に裁判所書記官の署名する受領書を発行する。

第150条

(1) 上告人は、第149条(1)項における上告の登録日から14日以内に、裁判所書記官に対して上告理由書を提出しなければならない。

(2) 裁判所書記官は、上告理由書が提出されてから2日以内に、上告状と(1)項の上告理由書を被上告人に通知する。

(3) 被上告人は、(2)項の上告理由書を受理した日から14日以内に、答弁書を裁判所書記官に提出することができる。

(4) 裁判所書記官は、答弁書を受理した日から7日以内に、当該答弁書を上告人に送付する。

第151条

(1) 裁判所書記官は、第150条(3)項に規定する期間経過後7日以内に、最高裁判所に対して上告事件記録を送付する。

(2) 最高裁判所は、上告事件記録を受領してから7日以内に公判期日を決定する。

(3) 上告事件記録に関する上告審理は、上告事件記録が最高裁判所に受理された日から60日以内に開始される。

第152条

(1) 最高裁判所の判決は、上告事件記録が最高裁判所に受理された日から180日以内に下される。

(2) (1)項における上告判決は、公開の法廷で言渡されなければならない。

(3) 最高裁判所書記官は、判決言い渡しの日から7日以内に上告判決の謄本を商務裁判所書記官に送付しなければならない。

(4) 商務裁判所は、廷吏を通して上告判決謄本を受領した日から7日以内に以下の者に対して送付しなければならない：

(a) 上告人；

(b) 被上告人；及び

(c) 大臣

(5) 大臣は、商務裁判所から判決書謄本を受領した後、確定判決を記録し公告する。

第4節 代替的紛争解決

第153条

(1) 第143条における紛争解決以外に、両当事者は当該紛争を仲裁又は代替的紛争解決手段で解決することができる。

(2) 仲裁又は代替的紛争解決手段による解決は、法律および規則の規定に則って行われる。

第154条

特許又は簡易特許の侵害に対し刑事告訴に至った場合、両当事者はその調停による解決から始めなければならない。

第XIV章 裁判所による仮処分

第155条

特許の実施により被害を受けた者の申立てに基づいて、商務裁判所は次の目的で仮処分決定書を発行することができる：

- (a) 特許及び／又は当該特許に関連する権利を侵害している疑いのある物品が流通経路に入ることを防止する；
- (b) 侵害者による証拠物の消失を防止し保全する；及び／又は
- (c) より大きな損害を防止するための侵害の阻止

第156条

仮処分の申立ては、以下の条件と共に書面により特許侵害地を管轄する商務裁判所に対してなされる：

- (a) 特許の所有権を示す証拠の添付；
- (b) 特許侵害の最初の存在を示す強力な証拠の添付；
- (c) 証拠調べの必要性のために依頼、搜索、集積及び保全された物品及び／又は資料に関する情報の添付；及び
- (d) 仮処分を受け物品の価値に相当する保証としての現金及び／又は証券

第157条

(1) 仮処分の申立てが、第156条の要件を満たした場合、商務裁判所書記官は仮処分の申立てを記録し、当該申立てを1x24時間以内に商務裁判所裁判所長に提出する義務がある。

(2) (1)項における仮処分決定の申立ての出願日から2日以内に、商務裁判所長は仮処分の申立てを審理する裁判官を指名する。

(3) (2)項における指名の日から2日以内に、裁判官は仮処分の申立てを認容するか又は棄却するかを決定しなければならない。

(4) 仮処分の申立てが認容された場合、裁判官は仮処分決定書を発行する。

(5) (4)項の仮処分決定書は、仮処分の影響を受ける者に1x24時間以内に通知される。

(6) 仮処分の申立てが棄却された場合、裁判官は当該棄却の決定を仮処分の申立人に対し理由と共に通知する。

第158条

(1) 商務裁判所が第157条(4)項にいう仮処分決定書を発行した場合、仮処分決定書発行の日から7日以内に商務裁判所は当該仮処分の影響を受ける者を事情聴取のために召喚する。

(2) 仮処分の影響を受ける当事者は、(1)項の召喚状受領の日から7日以内に特許に関する情報及び証拠を提出することができる。

(3) 仮処分決定書が発行された日から30日以内に、商務裁判所裁判官は当該仮処分決定を再認容するか又は取消すか決定しなければならない。

(4) 仮処分の決定が再認容された場合、：

(a) 既に納付された保証金は、申立人に返還される；

(b) 申立人は、特許侵害に対して損害賠償請求の訴えを提起できる；及び／又は

(c) 申立人は、インドネシア共和国警察捜査官又は捜査員たる国家公務員に対して特許の侵害を報告することができる。

(5) 仮処分の決定が取り消された場合、既に納付された保証金は、当該仮処分決定の結果の損害賠償として、直ちに仮処分を受けた者に支払われなければならない。

第XV章 捜査

第159条

(1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、法務分野の行政を担当する省庁の国家公務員である捜査官に対して、特許分野における犯罪行為の捜査のための刑事手続きを定める法規に規定された捜査官としての特権を与える。

(2) (1)項における捜査官は、次の権限を有する：

(a) 特許分野における犯罪行為に関する報告又は情報の真偽の取調べ；

(b) 特許分野における犯罪行為を行った嫌疑のある者の取調べ；

(c) 特許分野における犯罪行為に関連する者からの情報及び証拠の収集；

(d) 特許分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録、その他の書類の取調べ；

(e) 特許分野における犯罪行為に関連する証拠品、帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所の搜索且つ捜査；

(f) 特許分野における刑事訴訟の証拠になり得る材料及び侵害行為の結果生み出された製品の押収；

(g) 特許分野における犯罪行為の捜査業務を遂行する範囲における専門家の陳述の要請；

(h) 特許分野における犯罪行為の犯人に関する、逮捕、拘留、指名手配並びに防止及び抑止を行うための関係機関への支援要請；及び

(i) 特許分野における犯罪行為の十分な証拠が得られない場合における捜査の打ち切り

(3) 捜査の遂行に当たり国家公務員捜査官は、インドネシア共和国警察捜査官に対して捜査の円滑な遂行のための支援を要請することができる。

(4) 国家公務員捜査官は、捜査の開始をインドネシア共和国国家警察の捜査官に対する写しと共に検察官に通知する。

(5) 国家公務員捜査官による捜査の結果はインドネシア共和国国家警察の捜査官を通して検察官に送付される。

第XVI章 禁止行為

第160条

何人も、特許権者の同意なしに以下の行為を行ってはならない：

(a) 物の特許の場合；特許付与された物の製造、使用、販売、輸入、賃貸、譲渡又は販売、賃貸若しくは譲渡のための提供；及び／又は

(b) 方法特許の場合；製品を製造するために特許を付与された製造方法を使用すること又はその他(a)号に掲げた禁止行為を行うこと

第XVII章 罰則

第161条

何人も、故意に権限なく特許に対して第160条に規定する行為を行う者は、最高4年の懲役及び／又は最高10億ルピアの罰金を科せられる。

第162条

何人も、故意に且つ権限なく簡易特許に対して第160条に規定する行為を行う者は、最高2年の懲役及び／又は最高5億ルピアの罰金を科せられる。

第163条

(1) 何人も、第161条及び第162条の規定に違反し、健康及び／又は生活環境を害する結果を生じさせる者は、最高7年の懲役及び／又は最高2億ルピアの罰金を科せられる。

(2) 何人も、第161条及び第162条の規定に違反し、人を死に至らしめる者は、最高10年の懲役及び／又は最高3億5千万ルピアの罰金を科せられる。

第164条

何人も、故意に且つ権限なく第45条(1)項における機密性を有する出願書類の情報を漏洩した場合、最高2年の懲役を科せられる。

第165条

第161条、第162条及び第164条に規定する犯罪行為は親告罪である。

第166条

特許侵害が立証された場合、裁判官は当該特許侵害製品を廃棄するために国家による差し押さえを命じることができる。

第XVIII章 補則

第167条

第XVII章の罰則及び民事訴訟規定は、次の場合に適用しない：

- (a) インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品であって、当該医薬品がある国において正当に既に市場に流通されているものを現行法規に基づいて輸入する場合；及び
- (b) インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品であって、特許期間満了の5年前に、当該特許の保護が満了した後の販売許可の手続のために製造する場合

第168条

(1) 知的財産コンサルタントは知的財産分野の専門性を有し、知的財産分野の出願及び手続のサービスを提供する者をいう。

(2) (1)項における知的財産コンサルタントは大臣により任免される。

(3) 知的財産コンサルタントの任免の要件及び手続は大臣規則で定める。

第XIX章 経過規定

第169条

本法は以下より施行する：

- (a) 既に提出されたが係属中でありまだ終了していない特許の出願は、引き続き本法以前に有効な特許に関する法律に基づいて処理される；
- (b) 既に提出された簡易特許の出願であって、特許に関する1989年法律第6号の改正にかかる1997年法律第13号によって改正された、特許に関する1989年法律第6号に基づいて出願されたものは、保護期間は特許付与の日から起算される；
- (c) 既に付与された特許は、有効期間が終了するまでは以下の法律が適用される：
 1. 特許に関する1989年法律第6号の改正にかかる1997年法律第13号によって改正された特許に関する1989年法律第6号；及び

2. 特許に関する2001年法律第14号

第XX 章 終則

第170条

本法の施行時において、本法以前に効力を有していた全ての特許分野に関する法律の施行規則は本法の規定に反するものでない限り、引き続き効力を有する。

第171条

本法の施行時において、特許に関する2001年法律第14号(インドネシア共和国官報2001年109号、インドネシア共和国官報補足4130号)は削除され、もはや効力がないものと宣言される。

第172条

本法の施行規則は、本法制定から起算して2年以内に制定されなければならない。

第173条

本法は、制定の日から施行される。

すべての国民に周知させるために、インドネシア共和国官報においてそれを掲載して本法を公布するように命じる。

ジャカルタにて
2016年8月26日
インドネシア共和国大統領

ジョコ・ウィドド

ジャカルタにて制定
2016年8月26日
法務人権相大臣

ヤソナ・H・ラオリー

I. 総論

インドネシアは人口が多く天然資源が豊富な国であり、これら資源の加工にあたりその付加価値及び競争力を高めるための技術の進歩の果たす役割は大変重要である。このことは否定し難い事実である。しかし、かかる技術の進歩は何れの分野においても十分に活用できていないという点で未だ望ましい水準に到達しておらず、そのためグローバル市場におけるインドネシアの競争力を高めることができずにいる。

技術の進歩は品質力の強化及び技術の活用に結びつき、国の経済が競争優位性を獲得するように変革することを支援する。技術の進歩がインドネシアの発展を一貫して且つ継続的に支援するためには、官民両調査機関の設立、天然資源の活用、人的資源及び情報ネットワークシステムの強化、研究の啓発、学術出版・技術サービス・技術の商業化の形態での戦略的分野における技術の応用を通じた国内のイノベーション・システムの強化が必要とされる。

技術の果たす役割は、先進諸国においては国家建設上の問題解決や経済成長を引き上げる際の最大の関心事である。一部の先進国では、競争力を高めるべく経済及び技術の両政策が益々統合されるようになってきている。このように、自国の経済活動や技術の尊重を後押しするため製造部門における技術の有効利用の促進を目指す政策が取られている。

インドネシアは豊富な遺伝子資源や伝統的知識を有する国家であり、これらは国内のみならず国外においても、発明者が新しい発明をするにあたり頻繁に利用されている。したがって、本法では、かかる遺伝子資源や伝統的知識に関連する発明は、その名称を詳細且つ誠実に明細書に記載しなければならないとの規定が存在する。

インドネシア特許法2001年法律第14号改正により、既に特許権の実施はなされているとはいえ、国内外の法規則のその後の発展とは相容れない点が生じており、且つ知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）で求められる水準と整合しない点も幾つか存在する。

今回の特許法改正のアプローチは以下である；

1. 知的財産権分野において政府が最良のサービスを提供するために国家の役割を最適化する。
2. 国際原則に反することなくインドネシアの利益を図る。
3. 技術力の強化を具体化するために技術分野における国内の発明を後押しすることによって、国内経済の戦略的分野を活性化し、これにより経済的自立の実現を図る。
4. 現実的リアリズム法学による全体的アプローチを通して国内特許の基礎を構築する。

その他特許法改正の緊急課題は以下である；

1. 電子的方法による出願が可能である特許登録の仕組みに関連した知的財産行政の自動化システムとの適合化。
2. 政府による特許利用に関する規定の完備。
3. 並行輸入およびボーラ一条項該当事案における刑事及び民事訴訟に対する例外措置。
4. 既に特許の保護期限が切れパブリックドメインとなった第二用途及び第二医薬用途の発明が許可されないこと。
5. 公務関係において発明者となる国家公務員の研究者への、特許権の商品化による報酬。
6. 教育機関又は調査機関で公表される新規で進歩性のある発明に関する規定の完備。
7. 特許権が流動担保の対象となりうること。
8. 出願した特許が付与された後及び既に付与された特許の消滅の後における、明細書、特許請求の範囲又は図面に対する出願の補正を審理する特許審判委員会の権限の追加。
9. 寄付により特許が移転することができること。
10. 大臣が専門家を審査官として任免する際の手続規定。

11. 特許年金の納付に関連する期間の仕組み。
12. 出願の方式審査と実体審査における不可抗力に関する規定。
13. 強制実施権に関連する輸出入の規定。
14. 刑事訴追に至る前の仲裁措置の存在。
15. ロイヤルティの支払義務や法的要求を受けない、既に保護期限の切れた特許を最適に活用するための、国内産業に対する広範な利用機会の提供。
16. 風土病のような性質を有する病気の治療に必要な医薬品であってインドネシアで特許付与され、またかかる医薬品がインドネシアで製造可能である場合、発展途上国又は後発発展途上国の要請に基づき、これら諸国に輸出するための強制実施権の付与。反対に、インドネシアで特許付与された医薬品であって未だインドネシア国内で製造できないが風土病の治療に必要な医薬品をインドネシアに輸入するための強制実施権の付与。

II. 逐条解説

第1条 十分に明瞭である

第2条 十分に明瞭である

第3条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2) 簡易特許は、単に技術の性質を異にする物ではなく、器具、物品、機械、成分、配合、化合物又はシステムを含む形状、形体、構造又は部品により、従前の発明よりも便利な機能／用途を有する物の発明に対して与えられる。

簡易特許は、新規のプロセス又は方法の発明に対しても与えられる。

第4条

- (a) 十分に明瞭である。
- (b) 十分に明瞭である。
- (c)
 - (1) 十分に明瞭である。
 - (2) 「遊戯」とは、身体活動を伴う人の活動又はアクティビティに関する規則又は決まり事をいう。
 - (3) 「ビジネス」とは、技術的性質及び効果を伴わないビジネスの手法をいう。
- (d) 「コンピュータープログラムのみを内容とする規則及び方法」とは、技術効果、問題処理の性質を有さないプログラムのみを内容とするコンピュータープログラムであるが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータープログラムであれば、特許を付与されうる発明をなす。

特許が付与されうる発明の例：

- (1) アルゴリズム(演算手法)とは、ある関数を計算するために、既に定義された複数の指示の一連の連なりとして表現される有効な手法をいう。最初に初期条件(恐らくは零)を入力し、この複数の指示が実行された場合、一演算を説明し、実効的に定義され限定された順を追った条件の合計を経て計算され、最後に結果を出力し、最終条件で終了する。以後の一つの条件から次の条件への移行は確定的なものである必要はなく；乱択アルゴリズムとして知られる幾つかのアルゴリズムは乱数入力を用いる。
- (2) 解読されないように乱数化するための暗号化及び暗号解読の方法による暗号化情報

(e) 十分に明瞭である。

(f)

(1) 「既存の及び／又は既知の製品」とは、装置、物品、機械、成分、配合、方法、使用法、化合物又はシステムであって、未だ特許で保護されているもののみならず既に公共物（パブリックドメイン）となっているものも含む。

(2) 「有意な」とは一般的に医薬品の分野で用いられ、関連する化合物の化学構造の違いをいう。例えば、抗生剤の発明、即ち、ペニシリン型、アンピシリン（制酸薬）型及びアモキシシル（抗生物質）型。違いの一つとして、アンピシリンにおける水素基及びアモキシシルにおける水酸基であって、アルキシルはアンピシリンと比較して広く且つより高い安定性を有する抗菌スペクトルと共に細菌撲滅の効能を生み出し、その結果、アモキシシルはアンピシリンと比較して有意な効能が認められるといえる。

第5条

(1) 「同一でない」とは、ただ単に異なるというだけではなく、当該発明の技術的特徴から、従前の発明技術の特徴との相違が認識されなければならない。

従前用いられていた技術の対応語は、特許文献及び非特許文献で用いられる「State of art」又は「Prior art」である。

(2) 本法では、口頭又は実演又はその他の方法で説明される場合、インドネシア国内でなされる場合のみを意味するものではない。これらが国外でなされる場合も含むが、その証拠書類が提出されなければならない。

出願に対する優先権は、方式要件及び実体要件を満たしている場合に有効である。実体要件のためには、出願における特許請求の範囲の要素が優先権書類で述べられていることを要する。

(3) 本章及び以降の章における実体審査とは、簡易特許に関して規定する場合を除き、出願において表明される発明に対する審査であって、新規性、進歩性、産業上利用性、発明の単一性という要件を満たし、詳細に説明され、また特許を付与されることのできない発明の範疇に入らないことを審査する。本規定は、異なる時期になされた他の出願人によりなされた同じ発明に対する出願（抵触する出願）の結果生じる問題を解決することを目的とする。

出願は優先権を伴って出願された場合には、優先日を有する。

第6条

(1) (a) 「公の展示会」とは政府により主催された展示会のことをいう。

「公と認められた展示会」とは、民間主催の展示会であるが、政府に認められた又政府の承認を得た展示会のことをいう。

(b) 十分に明瞭である。

(c) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

第7条

(1) 「事前に予想できなかった（非自明性）」とは、例えば、歯ブラシの特許の出願において歯ブラシの先端部分が取り外せ髭剃り用の刃を取り付けることで髭剃りとして機能を与えられた場合をいう。この発明は当該分野の専門的技術を有する者により予測できなかったといえる。

(2) 「優先権を伴ってなされた出願においては最初の出願」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約加盟国又はWTO世界貿易機関加盟国において既にされた最初の出願のことをいう。出願に

対する優先権は、方式要件及び実体要件を満たした場合に有効となる。実体要件は、出願の際に特許請求の範囲の要素が優先権書類において述べられている場合にこれを満たしたとされる。

第8条

産業上利用できる物の発明は、繰返し同じ品質で製造することができなければならない。他方、方法の発明は当該方法が実用上利用することができなければならない。

第9条

(a) 十分に明瞭である。

(b) 「検査の方法」とは、診断方法のことである。

「看護の方法」とは、医療のための看護である。

当該検査、看護、治療及び／又は手術の方法の場合であって衛生器具を用いる場合、本規定は方法の発明において有効であるにすぎず、器具、材料又は医薬品を含む衛生器具は本規定には含まれない。

(c) 十分に明瞭である。

(d) 生物は、人間、動物又は植物を含み、微生物は、非常に小さい生物であり目で見ることではできず顕微鏡を用いることを要する生物をいい、例えばアメーバ、イースト、ウイルス、バクテリア等である。

(e) 「植物又は動物の生産に必須の生物学的方法」とは、通常若しくは自然の性質を有するクロスブリーディング（交雑育種）方法をいう。例えば、挿木、移植若しくは受粉等自然のものをいう。

「非生物学的方法又は微生物学的方法」とは、一般的には遺伝子組み換え、遺伝子工学の性質を有する植物若しくは動物を製造する方法であって、化学的工工程、物理的工工程、微生物の利用又は遺伝子工学その他の利用を伴うものをいう。

第10条

(1) 「発明者又はその発明者の権利を後に受け継いだ者」とは、例えば、特許権者が子が相続により受け継いだ場合をいう。

(2) 十分に明瞭である。

第11条 十分に明瞭である。

第12条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

(5) 十分に明瞭である。

(6) 特許証上の発明者の名前の記載は、基本的な原則であり、これは発明者の人格権とされる。

第13条

(1) 「公務関係における発明者」とは国家公務員のことをいう。

「政府機関」とは、中央政府機関及び地方政府機関をいう。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

- (4) 十分に明瞭である。
- (5) 十分に明瞭である。
- (6) 十分に明瞭である。

第14条

- (1) 本規定は、善意の先使用者であって出願をしていない者に保護を与えることを目的とする。
- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 当該発明は、当該発明を最初に利用した者が、真に善意の活動の結果されるものでなければならない

第15条 十分に明瞭である。

第16条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 先使用者は排他的権利ではない。

第17条 十分に明瞭である。

第18条 十分に明瞭である。

第19条

(1) 「排他的権利」とは、特定の期間、商業目的で独自で実施又は他者に実施させるために特許権者にのみ与えられる権利である。したがって、他者は特許権者の承諾なしに当該特許を実施してはならない。

「物」とは、器具、機械、成分、配合、プロダクト・バイ・プロセス、システムその他をいう。例えば、筆記具、消しゴム、薬の成分及びインク。

「方法」とは、工程、手法、使用法をいう。例えば、インクの製造方法、ティッシュの製造方法。

「者」とは、自然人、共同で行う場合の複数の自然人、又は各々の目的に応じた法人をいう。

(2) 物がインドネシアに輸入され、その物を製造する方法が特許で保護されている場合、その方法特許の特許権者は、当該物が特許で保護されている製造方法を用いてインドネシアで既に製造されている場合に、当該輸入製品に関して法的措置を講ずる権利を有する。

(3) 本規定は、もっぱら研究及び教育のための発明の利用を真に必要とする者に機会を与えることを目的とする。

「教育、研究、試験又は分析を目的とする場合」には、生物学的同等性の実験又は他の実験の必要性のための活動を含む。

「特許権者が当然受ける利益を損なわない」とは、当該発明の実施又は利用が営利目的の開発に用いられ、これにより特許権者の利益を損ない競合相手となるようなことがないという意味である。

第20条 十分に明瞭である。

第21条

年金とは、特許権者により毎年定期的に支払わなければならない費用のことをいう。本用語は、幾つかの国では維持費（メンテナンス料）として知られる。

第22条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 「記録される」とは、特許一般登録簿に記録されることをいう。
「電子媒体」とは、コンテンツにアクセスするための電子又は機械的電子エネルギーを用いる媒体をいう。例えばインターネットのサイト。
「非電子媒体」とは、大臣が定期的に刊行する特許公報における掲載、簡易且つ詳細に公衆が閲覧できる特定の媒体への掲載、その他知的財産権総局により出版される定期刊行物及び／又は法務人権省による掲示のことをいう。

第23条

- (1) 一般的に、保護される製品又は器具は比較的短期間に簡易で安価な方法で入手され且つ技術的に単純であるので、保護期間10年が正当な経済的利益を得るにあたり十分であると評価される。
- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 十分に明瞭である。

第24条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2) 中小零細企業、教育機関、政府研究開発機関による特許出願は、知的財産クリニック又は知的財産センターを通して申請することができる。
- (3) 「発明の単一性」とは、新規性を有し且つ進歩性を有する緊密な関係にある複数の発明をいう。例えば、新規の筆記具に関する発明と新規のインクの発明が相当する。この例において、インクは筆記具に使用されるための単一性を有する発明であって、一つの新規性を有する発明をなし、これにより当該筆記具とインクは一つの出願として出願できる。他の例として、一つの新規性を有する製品と当該製品を製造する工程が挙げられる。
- (4) 電子媒体による出願はIPAS (産業財産 (特許) 事務処理電子システム) によることができる。

第25条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2)
 - (a) 十分に明瞭である。
 - (b) 十分に明瞭である。
 - (c) 特許請求の範囲とは、法的保護を求める発明の要点を表現する出願の部分であって、詳細に説明されなければならない、明細書により裏付けされなければならない。
 - (d) 「発明の要約」とは、発明の要点を表現する明細書の要約をいう。
 - (e) 「図面」とは、技術図面のことをいう。
 - (f) 十分に明瞭である。
 - (g) 十分に明瞭である。
 - (h) 十分に明瞭である。
 - (i) 十分に明瞭である。
- (3) 十分に明瞭である。
- (4) 十分に明瞭である。

第26条

(1) 明細書中に遺伝子資源及び／又は伝統的知識の由来を記載する理由は、遺伝子資源及び／又は伝統的知識が他国のものとして認知されないようにすることと、アクセスと利益配分（ABS）を支援するためである。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 「国際協定」とは、既に批准された国際協定のことをいう。

第27条

十分に明瞭である。

第28条

本規定の目的は、インドネシア共和国外に居住する発明者又は発明の権利を有する者による出願手続きを支援することであり、言語及び充足されるべき要件を満足させるためである。

第29条

十分に明瞭である。

第30条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 優先権証明書とは、パリ条約又はWTOの加盟国において最初に出願された出願書類であって、当該2協定のうち一つの加盟国である目的の国に対して出願の優先日を主張するために使用されるものであり、最初の出願をした場所の特許庁において権限を有する担当官によって正式に認められたものをいう。最初の出願の謄本を認証する権限を有する当事者とは、最初に特許出願された国の特許庁職員である。仮に当該出願が特許協力条約（PCT）を経てなされた場合、当該権限を有する当事者とは、知的財産に関する国際協定の事務を担当する国連機関である世界知的所有権機関（WIPO）担当職員である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

第31条 十分に明瞭である。

第32条 十分に明瞭である。

第33条

(1) 特許協力条約はPatent Cooperation Treatyの訳である。本規定は、インドネシアの出願人が他の国（やはり特許協力条約加盟国である）に特許出願を簡易且つ迅速に行うことを目的とし、また反対に、他の国家（やはり特許協力条約加盟国である）の出願人が簡易且つ迅速にインドネシアにおいて特許出願することを目的とする。インドネシアは、1997年大統領令第16号により特許協力条約を批准している。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 大臣規則で定められる事項には、以下の事項が含まれる。

(a) 出願人が満たすべき手続要件の追加。例えば、可能とされる外国語の使用、出願人により国際調査機関（International Searching Authority）また国際予備審査機関（International Preliminary Examination Authority）としての任務を与えられる特許庁の指定、その他。

(b) 本システムによる受理官庁又は指定官庁としての総局の義務、その他。

第34条

(1) 本規定は、先願主義が採用されているため、出願人の地位にとって大変重要となる出願日を獲得するのを容易にすることを目的とする。また、出願日に確実性を与えることを意図している。

更に、公衆へのサービス及び簡便性を高め、また特許協力条約を経た出願については出願日の最小要件と整合させることを目的としている。

出願人は、出願され既に出願日を獲得した発明につき、特許を付与されるまでは法的保護を得られないが、当該発明を用いた製造を行うことができる。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 「明細書」とは、発明の分野の専門家によって理解されるように、発明の実施方法に関する書面による説明である。

(4) 十分に明瞭である。

第35条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 出願人が条件を満たし完備することの遅延に課される手数料は罰金である。

(4) 十分に明瞭である。

(5) 「緊急の場合」とは、不可抗力であり、例えば、戦争、革命、暴動、労働争議、自然災害又はその他、出願人が出願要件を完備できない結果となるような同等の緊急事態である。

(6) 十分に明瞭である。

第36条 十分に明瞭である。

第37条 十分に明瞭である。

第38条 十分に明瞭である。

第39条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 「発明の範囲を拡大する」とは、明細書、図面のみならず特許請求の範囲においても、その中核／対象、新規情報を拡大するもの、又は発明技術の性質を減ずるものであって、発明の範囲を拡大させることをいう。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

第40条 十分に明瞭である。

第41条

(1) 「単一性を構成しない発明」とは、受理された発明とは別の発明若しくは複数の発明をいう。

例えば、ある出願の請求の範囲が以下のような15項である場合

1. 発明Aは、特許請求の範囲1項から5項までに述べられており一連の発明をなす。

2. 発明Bは、特許請求の範囲6項から10項までに述べられており発明Aと一連の発明をなさない。

3. 発明Cは、特許請求の範囲11項から15項までに述べられており発明A及び発明Bと一連の発明をなさない。

上記3つの発明において拒絶されるのは発明B及び発明Cである。

- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 十分に明瞭である。
- (4) 十分に明瞭である。

第42条 十分に明瞭である。

第43条 十分に明瞭である。

第44条 十分に明瞭である。

第45条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 十分に明瞭である。
- (4) 「十分に示す証拠」とは、当人が特定の発明の発明者であると大臣を確信させる証拠をいう。例えば、発明者であると主張している者と出願人との間の契約。

本規定は、損害を被る可能性から発明者を保護することを目的とする。

第46条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 本規定は、出願人がその利益のためにより早い段階で出願が公開されることを希望する場合に、機会を与えることを目的とする。

「特定の場合」とは、特に発明者としての研究単位の条件又は入札要件を満たす場合をいう。

第47条

- (1) 「電子媒体」とは、例えばインターネットサイトのように、コンテンツにアクセスするための電子又は機械的電子エネルギーを用いる媒体である。

「非電子媒体」とは、大臣による定期的に刊行される特許公報における公示、公衆により容易且つ明瞭に閲覧できる特定媒体の公示、また知的財産総局及び／又は大臣官房の掲示板により定期的な掲示をいう。

- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 十分に明瞭である。

第48条

- (1) 当該期間中公開は継続的になされる。
- (2)

- (a) 十分に明瞭である。
- (b) 十分に明瞭である。
- (c) 十分に明瞭である。
- (d) 十分に明瞭である。
- (e) 十分に明瞭である。
- (f) 発明の分類は、関係技術分野に応じて出願における発明を分類するためのものである。この方法により、出願の実体審査の段階で必要とされる同種の発明の調査活動（引用文献の

調査)が、より容易且つ迅速に行うことができる。インドネシアは未だ国際特許分類を批准していないが、多数の国々により適用されている国際特許分類を運用として使用している。

(g) 十分に明瞭である。

(h) 十分に明瞭である。

(i) 十分に明瞭である。

第49条

(1) 「意見」は、何ら申請を添えずに、何人により提出された情報を含む。情報は、インドネシア及び／又は外国で口頭、展示その他の方法で公表されたことの書面化された証拠でもよい。

「異議の申立て」は、公開された当該発明に対して特許又は簡易特許を付与しないように要請することを添えて他人により提出された情報である。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

(5) 十分に明瞭である。

第50条

(1) 「国の防衛及び安全保障上の利益」に関する発明とは、特に主要兵器 (alutsista)、銃器、弾薬、軍用爆発物、傍受装置、盗聴器、偵察機及び／又は暗号装置の分野の発明をいう。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

第51条 十分に明瞭である。

第52条 十分に明瞭である。

第53条 十分に明瞭である。

第54条 十分に明瞭である。

第55条

(1)

(a) 十分に明瞭である。

(b) 本規定における書類は、特許が請求されている発明が実際に新規で、進歩性を有し且つ産業上利用できるとの評価を容易にするために必要とされる。

(c) 十分に明瞭である。

(d) 十分に明瞭である。

(e) 「その他必要とされる書類」とは、引用文献、調査報告書、優先権の最初の国又は先に調査を行った他の国で実施された審査結果である。

(2) 本項における「補足説明」は、当該出願人によってなされた、当初の調査結果又は審査結果に基づいて特許出願書類に対する補正があったことに関する情報であってもよく、このことは審査において必要となる可能性のある情報を補完する性質を有する。

(3) 十分に明瞭である。

第56条 十分に明瞭である。

第57条

30か月以内に決定がなされるのは、審査においては、出願人と幾度かやり取りをする必要性が生じるからである。

第58条 十分に明瞭である。

第59条 十分に明瞭である。

第60条 十分に明瞭である。

第61条

(1) 特許証の添付書類は、特許書類と一体をなす。本項におけるデータとは、特記証及び添付書類におけるデータである。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

(5) 十分に明瞭である。

第62条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

(5) 納付すべき料金とは、通知書に記載された要件を満たす際及び／又は意見書を提出する際の出願人の遅延に対する罰金である。

(6) 十分に明瞭である。

(7) 「緊急事態」とは不可抗力をいい、例えば、戦争、革命、暴動、労働争議、自然災害又はその他の出願人が意見を表明したり実体審査の結果の通知書に記載された条件を満たしたりすることができないような緊急事態である。

(8) 十分に明瞭である。

(9) 十分に明瞭である。

(10) 十分に明瞭である。

第63条 十分に明瞭である。

第64条 十分に明瞭である。

第65条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 本規定は、審判を審理する合議体の審判結果の独立性を守ることを目的としている。

(3) 合議体が3名で構成される場合は構成員が1名の審査官及び2名の専門家である。5名で構成される場合は構成員が2名の審査官及び3名の専門家である。

第66条 十分に明瞭である。

第67条 十分に明瞭である。

第68条 十分に明瞭である。

第69条 十分に明瞭である。

第70条 十分に明瞭である。

第71条 十分に明瞭である。

第72条 十分に明瞭である。

第73条 十分に明瞭である。

第74条

(1) 排他的権利として、特許は当該発明者又は当該発明の権利を有する者により自然人又は法人に移転することができる。

「移転する又は移転されることができる」とは、経済的権利のみを指し、人格権は依然として発明者個人に属する。特許上の権利の移転は公証（公正証書）を通して行うことが必要である。

(a) 十分に明瞭である。

(b) 十分に明瞭である。

(c) 十分に明瞭である。

(d) 十分に明瞭である。

(e) 十分に明瞭である。

(f) 「法律により認められたその他の理由」とは、例えば、当初の特許権者たる会社の解散を理由とする特許の所有である。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

(5) 十分に明瞭である。

第75条

ここにいう権利とは人格権である。

第76条

(1) 権利の所有権も移転する特許の移転と異なり、実施権は特定の契約に基づき特定の期間内及び条件において、特許の経済的利益を享受するための権利を付与するにすぎない。

「排他的実施許諾契約」とは一実施権者に対して及び／又は特定の地域においてのみ与えられるものである。

「非排他的実施許諾契約」とは複数の実施権者に対して及び／又は複数地域において与えられるものである。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

第77条 十分に明瞭である。

第78条

「国益」とは、イデオロギー、政治、経済、社会及び文化、国防及び安全であって、エネルギーの利益、技術及びその他の利益であって1945年インドネシア共和国憲法に記載のインドネシア国民目標に到達するための利益をいう。

第79条 十分に明瞭である。

第80条 十分に明瞭である。

第81条

「非排他的性質」とは、実施権の対象となる特許を実施するために一実施権者に対して付与されることができる実施権であるが、他者に対して実施権を付与することを禁ずるものではないものをいう。

第82条

(1)

(a) 十分に明瞭である。

(b) 十分に明瞭である。

(c) このような状況は、特許の実施が、既に特許で保護されている先の発明の改良や改善において生じる。それゆえに、当該新規な特許の実施とは、他人の保有する特許で既に保護されている発明の一部もしくは全ての実施のことをさす。

先の特許権者が、後の特許権者に当該後の特許の実施を可能にするように、実施権を与える場合、特許侵害の問題は生じないことになる。

しかし、そのための実施権が与えられない場合に、本法は解決を提供すべきである。

本規定は、後に付与された特許が、大臣による強制実施権の付与を通して、先の特許を侵害することなく実施されるようにするためのものである。

(2) 十分に明瞭である。

第83条 十分に明瞭である。

第84条

(1)

(a) 十分に明瞭である。

(b) 十分に明瞭である。

(c) 「妥当な経済的規模」とは、生産される特許が 合理的な価格で販売されることをいう。

(2) 「能力を有する政府機関」とは、申請された強制実施権の分野に応じた能力のある機関のことをいう。

第85条

(a) 「実施権を相互に付与」とは、発明Aの特許権者が、発明A+1の特許権を有する実施権者に対して実施権を与え、且つ実施権者は発明Aの特許権者に対して発明A+1上の特許を実施するための実施権を与えることをいう。

(b) 十分に明瞭である。

第86条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 本召喚は、特許権者が強制実施権の申請人に実施権を与えない理由を含め、特許権者から意見を聞くためのものである。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

第87条 十分に明瞭である。

第88条 十分に明瞭である。

第89条 十分に明瞭である。

第90条 十分に明瞭である。

第91条 十分に明瞭である。

第92条

(1) 「報酬」は金銭又は当事者間で合意されたその他の形で支払われる。

(2) 十分に明瞭である。

第93条

(1) 「医薬品」は病気を診断する器具又は製造材料をいう。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

第94条 十分に明瞭である。

第95条 十分に明瞭である。

第96条 十分に明瞭である。

第97条 十分に明瞭である。

第98条 十分に明瞭である。

第99条 十分に明瞭である。

第100条

(a) 十分に明瞭である。

(b) 「関係機関」とは法規に従い企業競争の監督を任務として設立した機関である。

第101条 十分に明瞭である。

第102条 十分に明瞭である。

第103条 十分に明瞭である。

第104条 十分に明瞭である。

第105条 十分に明瞭である。

第106条 十分に明瞭である。

第107条 十分に明瞭である。

第108条 十分に明瞭である。

第109条

(1)

(a) 国の防衛及び安全保障に関連する発明の例として、特に爆薬、銃器、及び弾薬がある。

(b) 「公共の利益にとっての緊急な必要性」とは、特に保健衛生分野では、インドネシアにおいて未だ特許で保護される広域にわたる伝染病（風土病）を克服するために必要とされる医薬品、農業分野では、例えば害虫によりもたらされる不作を国全体に渡って克服するにあたり非常に必要となる殺虫剤、自然災害及び／又は環境災害を克服するための方法及び／又は物のことをいう。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 「関係分野の担当大臣又は管轄機関の長」とは、政府により実施される特許分野に関して任務と権限を有する大臣又は機関の長をいう。例えば、医薬品分野の特許においては、担当大臣とは、保健衛生分野において権限と責任を有する大臣をいう。

第110条

(a) 十分に明瞭である。

(b) 十分に明瞭である。

(c) 十分に明瞭である。

(d) 「傍受」とは、通信ケーブルネットワークや例えば電磁波若しくはラジオ周波のような無線ネットワークを用い、公的な性質を有しない電子情報及び／又は電子文書を偏向、変換及び／又は阻害することをいう。

(e) 「盗聴」とは、通信ケーブルネットワークや例えば電磁波若しくはラジオ周波のような無線ネットワークを用い、公的な性質を有しない電子情報及び／又は電子文書を聴取又は録音のために利用する盗聴装置又は盗聴装置の製造方法に関連する特許をいう。

(f) 「偵察」とは、視覚的観測やその他の計測方法を通して敵の活動及び資源について又は該当地域の気象、水質及び／又は地理の性質について情報、データ又は画像を獲得するための活動をいう。

(g) 「暗号化装置」とは、情報を解読又は理解不応な形式に変化、ランダム化及び／又は隠匿するために用いられる装置をいう。

「暗号分析装置」とは、全ての概念、理論、芸術又は技術を体系的、方法論的且つ一貫して適用する暗号情報から意味を獲得するために用いられる装置をいう。

(h) 十分に明瞭である。

第111条 十分に明瞭である。

第112条 十分に明瞭である。

第113条 十分に明瞭である。

第114条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 「最終的なもの」とは特許を実施するための政府の決定であって、刑事、民事、行政又は他の法律による法的措置が取れないものをいう。

「拘束力を有する」とは、両当事者に適用される特許の実施に関する政府の決定をいう。

第115条

(1) 「妥当な報酬」とは、国家財政の状況と特許権者が得ることのできる経済的利益を勘案して支払われる対価をいう。

(2) 十分に明瞭である。

第116条 十分に明瞭である。

第117条 十分に明瞭である。

第118条

(1) 特許権者は、排他的権利を実施することができず、これにより政府により実施される特許の年金の納付義務を免れる。

(2) 政府による特許の実施は、特許権者の排他的権利を損なうものではなく、これにより、特許権者は引き続き年金の納付義務を負う。

第119条 十分に明瞭である。

第120条 十分に明瞭である。

第121条 十分に明瞭である。

第122条

(1) 「一つの発明」とは、一つの物の独立した特許請求項又は一つの方法の独立した特許請求項であるが、複数の従属請求項を含むこともできる。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

第123条 十分に明瞭である。

第124条 十分に明瞭である。

第125条

(1) 「文書化」とは、出願から特許付与、出願拒絶又は出願取下げの最終決定に至るまでの履歴を示す電子及び／又は非電子の形による保管文書の集合体をいう。

(2) 国家規模の文書システムと特許情報ネットワークとは、公衆に対して可及的に広く特許に関する技術の情報を提供し、これにより公衆が技術開発のための利益を享受できるようにするためのものをいう。

第126条

(1) 特許証の日とは、特許の付与された日をいう。

例えば、年金の計算では、

2010年4月1日に出願され、2013年1月5日に特許が付与されたとする。特許権者に課される最初の年金納付は2013年7月4日迄になされなければならない。

(2) 最初に納付されなければならない年金の額は以下の通りである。

年	期間	年金
I	2010年4月1日-2011年3月31日	A
II	2011年4月1日-2012年3月31日	B
III	2012年4月1日-2013年3月31日	C
IV	2013年4月1日-2014年3月31日	D
V	2014年4月1日-2015年3月31日	E
VI	2015年4月1日-2016年3月31日	F

2013年1月5日は第III期2012年4月～2013年3月31日に含まれる。最初の年金の納付法は、初年度の年金は、出願日から特許の付与日迄、更に（特許付与日から）1年分の年金が加えられる。従って初年度の年金の額は、A+B+C+Dの合計であり、2013年7月4日までに納付する。

(3) 二回目以降の年金（第V年）は、次の保護期間が始まる1か月前の出願日と同日までに、次年度分を支払わなければならない。例の場合、二回目の年金（E）は2014年3月2日までに納付されなければならない。

(4) 十分に明瞭である。

第127条

(1) インドネシア共和国に住所又は居所を有する特許権者は、年金の納付は、特許権者又はその代理人、この場合知的財産コンサルタントによって行うことができる。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

第128条 十分に明瞭である。

第129条 十分に明瞭である。

第130条 十分に明瞭である。

第131条 十分に明瞭である。

第132条

(1) (a) 十分に明瞭である。

(b) 十分に明瞭である。

(c) 十分に明瞭である。

(d) 「公衆の利益を損なう形態及び方法による特許の実施の継続を阻止することができない」とは、強制実施権が付与されたにもかかわらず、当該実施権者が当該実施を行わない又は強制実施権を実施するが効果的でなく、これにより公衆にとって真に必要とされる製品が満たされず且つ当該強制実施権の付与が実現されない場合、例えば、薬の製造のための強制実施権が付与されても有効に実施されず、よって製造数が引き続き少量で価格が引き続き高価である場合をいう。

(e) 十分に明瞭である。

(2) 「第三者」とは、取消訴訟の対象である特許に利害関係を有する者であって、そのことは商務裁判所で立証されなければならない。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 「国益を代表する者」とは専ら社会及び／又は国の利益のために訴訟を提起する全ての者である。

第133条 十分に明瞭である。

第134条 十分に明瞭である。

第135条 十分に明瞭である。

第136条 十分に明瞭である。

第137条

特許権者の排他的権利は、特許権者の所有する特許権を取消す商務裁判所の判決確定の日から消滅する。

すでに特許が他人に実施権を付与されている場合、実施権者は取消された特許の特許権者に対するロイヤルティを支払う義務はない。

第138条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 特許権者自らの請求又は確定した商務裁判所の判決により既に特許請求の範囲の一部が取消された特許権者は、未だ取消されていない特許請求の範囲を適合させるために大臣に対して申請しなければならない。特許請求の範囲の一部の取消に対する特許請求の範囲の調整は、取消された特許請求の範囲の項番号の付直しと共になされなくてはならない。当該特許請求の範囲の項番号の付直しは、特許請求の範囲の範囲を拡大する結果をもたらすものではない。

第139条

(1) 取消された特許の実施権者は、基本的には獲得された権利の実施を継続できる。当該実施権は、取消されなかった他の特許の実施権となる。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

第140条 十分に明瞭である。

第141条 十分に明瞭である。

第142条 十分に明瞭である。

第143条 十分に明瞭である。

第144条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

(4) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

(5) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

第145条

(1) 方法特許の紛争処理の困難性に鑑みて反転した立証責任を適用される。

(a) 特許を付与された方法又は方法のための特許とは、基本的には方法特許 (process patent) という用語と同じと理解する。

(b) 十分に明瞭である。

(2) 複数当事者間の妥当な利益バランスを維持するために、裁判官は特許権者に対して先だって当該方法特許証の謄本及び当初の補強証拠を提出するよう命ずる権限を与えられる。そのほかに、裁判官は公判において必ず実施されなければならない証拠調べの段階で、既に説明された方法の秘密性の保護を図るための被告の利益を考慮する義務を負う。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 特定の技術や工学の分野の一般的な知識を持つ者によって操作や改善が非常に行われ易いという方法の性質を考慮すると、当該秘密性に対する保護は大変重要である。それゆえに、両当事者の求めに応じて裁判官は公判を非公開とすることができる。

第146条

(1) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

(4) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

(5) 十分に明瞭である。

(6) 十分に明瞭である。

第147条 十分に明瞭である。

第148条 十分に明瞭である。

第149条

- (1) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (2) 十分に明瞭である。

第150条

- (1) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (2) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (3) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (4) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

第151条

- (1) 本章において「上告事件記録」とは、上告状、上告理由書及び／又は答弁書、そしてその他の書類をいう。「日」とは暦上の日のことをいう。
- (2) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (3) 「日」とは、暦上の日のことをいう。

第152条

- (1) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (4) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
 - (a) 十分に明瞭である。
 - (b) 十分に明瞭である。
 - (c) 当該特許取消訴訟において大臣は当事者にはあたらないが、裁判所判決の確定判決の謄本は商務裁判所から大臣に対して送付されなければならない。
- (5) 十分に明瞭である。

第153条

- (1) 「代替的紛争解決手段」とは、特に協議、仲裁、斡旋、その他の方法であって両当事者により選択されたものをいう。
- (2) 十分に明瞭である。

第154条 十分に明瞭である。

第155条 十分に明瞭である。

第156条 十分に明瞭である。

第157条

- (1) 十分に明瞭である。
- (2) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (3) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (4) 十分に明瞭である。
- (5) 十分に明瞭である。
- (6) 十分に明瞭である。

第158条

- (1) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (2) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (3) 「日」とは、暦上の日のことをいう。
- (4) 十分に明瞭である。
- (5) 十分に明瞭である。

第159条

(1) 「法務分野の行政を所轄する省庁の国家公務員である捜査官」とは、知的財産分野の国家公務員である捜査官である。

(2)

- (a) 十分に明瞭である。
- (b) 十分に明瞭である。
- (c) 十分に明瞭である。
- (d) 十分に明瞭である。
- (e) 十分に明瞭である。

(f) 押収した材料であって、侵害品を製造するために用いられるものは、特許分野の刑事訴訟において証拠物とすることができる。捜査官によって押収されたことにより、被通報者は当該材料を特許侵害品の製造には使用することができない。

特許分野の刑事訴訟において、特許侵害とならない他の製品を製造するためにその機械を利用することができることを被通報者が証明する限り、証拠物件となりうる侵害品に対する押収は、当該物件の製造機械の押収を含まない。

- (g) 十分に明瞭である。
 - (h) 国家公務員である捜査官は、国際刑事警察機構、入国管理局、拘留所及びその他関連機関を含む警察当局に支援を要請し、特許の分野における犯罪行為に関連する逮捕、拘留、指名手配の決定、予防及び抑止の権限を有する。
 - (i) 十分に明瞭である。
- (3) 十分に明瞭である。
 - (4) 十分に明瞭である。
 - (5) 十分に明瞭である。

第160条 十分に明瞭である。

第161条 十分に明瞭である。

第162条 十分に明瞭である。

第163条 十分に明瞭である。

第164条 十分に明瞭である。

第165条 十分に明瞭である。

第166条 十分に明瞭である。

第167条

並行輸入行為及びボーラ一条項は、刑事規定及び民事訴訟の例外とされ、よって将来当該行為を行う者は懸念する必要がない。

(a) 本条(a)号にいう医薬品の輸入の例外規定は、人の健康にとって大いに必要とされる医薬製品において妥当な価格及び公平感を満たすことを保障するためである。本規定は、特定の製品が国際市場で既に正当に流通している価格と比較してインドネシアで著しく高価格な場合に適用することができる。

(b) 本章(b)号にいう例外規定は、特許の保護期間経過後の他者による医薬製品の提供を保障するためのものである。これにより、医薬製品の妥当な価格が達成できる。本号にいう許可の手続きは、関連機関に対する特定医薬製品の販売許可及び製造許可の手続きである。

第168条 十分に明瞭である。

第169条 十分に明瞭である。

第170条 十分に明瞭である。

第171条 十分に明瞭である。

第172条 十分に明瞭である。

第173条 十分に明瞭である。